

令和7年度

スポーツ施設整備事業

安宿区民プール解体工事

仕様書

施 工 場 所 東広島市豊栄町安宿

特 約 事 項

受注者は、工事施工業者の社会的責任において信義、誠実に施工するとともに次の事項について十分遵守すること。

- 1 本工事の施工にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図ること。また、関係法令等に基づく関係官公署等への必要な届出手続きを遅滞なく行うこと。
- 2 工事内容及び工程等については、施設利用に支障のないよう調整に努め、事前に隣接施設の施設管理者へ通知すること。
- 3 工事期間中も地域センターを使用するため、停電、断水等に配慮し、施設管理者と協議・了解を得た上、施設利用に支障のないように努めること。
- 4 仮囲い等の仮設物の設置に関しては、図面 A-18 を基に施設利用者、通行車両、通行人等への安全確保を最優先に、施設管理者及び監督職員と十分協議の上、安全対策に万全を期して行うこと。
- 5 現場作業時間は、原則 8:30～17:00 とする。ただし、やむを得ない事情等により終了時刻を超える場合であっても 18:00 を限度とするが、現場条件及び工程の進捗状況等により、監督職員の下承が得られた場合はこの限りではない。
- 6 交通誘導警備員の配置人数は、工事着手後、規制を要する日から合計 10 人を見込んでいる。ただし、現場条件の変更等により、交通誘導警備員の人数変更が必要となった場合には、事前に監督職員と協議を行った上で変更対象とする。
- 7 現場着手に先立ち、施工計画（工程計画・品質管理計画・仮設計画・安全管理計画等）作成のための現地調査等を十分に行うこと。なお、調査に際しては、施設管理者と調査方法・日時等を協議し、施設利用に支障のないように行うこと。
- 8 近隣から苦情等が発生した場合は、誠実に対応すると共に、監督職員と十分協議の上、受注者の責任において処理すること。
- 9 万一、工事が原因で、近隣及び公共施設等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償すること。

- 10 工事が原因で関係者及び近隣住民等への日常生活に影響を及ぼす恐れのある次の事項などに十分留意し、看板の設置等による工事内容の事前周知、関係者に説明、協議を行い、工事の進捗を図ること。
 - ・騒音、振動、防塵、電波障害等
 - ・工事関係車両の進入路及びやむを得ない通行止め
 - ・工事関係車両の駐車禁止及び待機場所の確保
 - ・公共施設などに影響を及ぼした場合の復旧
- 11 本工事に支障ある埋設物及び障害物などの処理は、監督職員の指示に従い施工すること。
- 12 土工事等で発生した排水を水路・側溝に放流するときは、濁水処理を行うこと。また、工事車両が敷地から道路に出る際には、道路に土砂等を出さないよう、十分留意すること。また、道路に土砂等が出た場合は、適宜清掃を行うこと。
- 13 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
 - ① 受注者は、建設工事請負契約約款第 47 条に基づき、法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
 - ② 法定外の労災保険は、政府の労働者災害補償保険とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、契約を締結しているものとする。
- 14 労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。
- 15 グラウンド及び既存地域センターは、工事期間中においても、近隣住民の通行、利用があるため、安全に注意し、通行を妨げないこと。
- 16 解体予定の既存側溝は、付近の田の用水路となっているため、図面 A-18 を基に、仮設の迂回経路を設置してから解体作業に着手すること。
- 17 本工事完了後に同敷地内にて、地域センターを新築する予定である。工事期間中(令和 7 年 10 月ごろ)において、別途設計業務(安宿地域センター新築設計業務)にて、地質調査を実施するため、調査位置等の意思疎通を図り、互いが円滑に施工できるよう努めること。なお、本工事に影響が出る場合は、監督職員と協議を行うこと。

- 18 建設発生土（搬出）（建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地または建設発生土受入地（一時たい積））

当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地または建設発生土受入地（一時たい積）の最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地または建設発生土受入地（一時たい積）を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

当該工事で見込んでいる再資源化施設、運搬距離

（名称）(有)ドイ産業リサイクル施設

（所在地）〒739-2316

東広島市豊栄町安宿 211

（運搬距離）1.6 km

- 19 本工事は、週休 2 日適用工事（発注者指定型）であり、「東広島市週休 2 日適用工事等実施要領（営繕工事）（最新版）」に従うこと。

特 記 仕 様 書

＜現場代理人の常駐義務の緩和＞

監督職員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款第 10 条第 3 項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。

- (1) 請負金額が 4, 500 万円（建築一式工事にあつては、9, 000 万円）未満（ただし、入札公告において技術者を施工現場に専任で配置するとしたものは該当しないものとする。）
- (2) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (3) 建設工事請負契約約款第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- (5) 前 3 号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- (6) その他、特に発注者が認めた期間

＜現場代理人の兼務＞

- 1 受注者は、上記(1)に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、現場代理人兼務申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添付して、他の東広島市・広島県水道広域連合企業団・広島県発注の工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。ただし、一円の地域を対象とする工事（工事場所を「〇〇一元」とする工事）を除く。

- (1) 兼務する工事が東広島市・広島県水道広域連合企業団・広島県のいずれかの発注であること
 - (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め 5 件（災害復旧工事に係る件数を除く。）以内であること
 - (3) 兼務する全ての工事現場が同一町内（※）であること。ただし、兼務する工事現場が同一町内を越えるときは、全ての工事現場間が直線距離で 5 km 以内であること
 - (4) 兼務する工事が広島県水道広域連合企業団又は広島県発注工事である場合は、当該工事の発注者である広島県水道広域連合企業団又は広島県が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
 - (5) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- なお、(4)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

- 2 受注者は、前項に掲げるほか、工事箇所が 10 km 以内で密接な関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、別記様式第 1 号に必要な書類を添付して、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務

を発注者に申請することができる。

- (1) 兼務する工事件数が本件工事を含め 2 件以内であること
- (2) 兼務する工事箇所が東広島市内であること
- (3) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
- (4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること

なお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

- 3 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は現場代理人兼務承認書（様式第 2 号）により、承認しない場合は現場代理人兼務非承認書（様式第 3 号）に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。
- 4 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、現場代理人兼務承認取消書（様式第 4 号）により、その承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
 - (2) 兼務を承認した日から起算して 14 日（東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第 6 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
- 5 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行うことがある。

※ 同一町内における町とは西条町、八本松町、志和町又は高屋町にあつては昭和 49 年 4 月 20 日前の町の区域とし、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町又は安芸津町にあつては平成 17 年 2 月 7 日前の町の区域とする。

特 記 仕 様 書

主任（監理）技術者の配置等

1 主任（監理）技術者の専任期間等

専任が義務付けられた工事に配置される技術者の専任期間について、次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは専任を要しないものとする。

なお、工期の終期が到来する前に工事完成検査が終了した場合の配置期間は、引渡しを受けた日までとする。

- (1) 契約書上の工期の始期から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）
- (2) 工事用地等の確保が未完了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任（監理）技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任（監理）技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

- (4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続きなどの残務があり、引渡しを受けるまでの期間

2 主任（監理）技術者の変更の特例

次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは、主任（監理）技術者の変更ができるものとする。

- (1) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長されたとき
- (2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

なお、いずれの場合も発注者と請負者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任（監理）技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなど、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

建設副産物の取り扱いに関する特記仕様書

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次の URL を参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

なお、対象となる工事は請負代金額が100万円以上、または建設発生土の搬出が500m³

以上の工事を対象とする。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
 - (2) 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地

(4) 建設発生土の搬出量

(5) 建設発生土の搬出が完了した日

10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

11 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

12 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

13 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
- (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出ししないもの）

アスベスト成形板処理作業仕様書

1. この工事については石綿等(アスベスト成形板)が使用されている建築物の解体工事であり、以下の法律を遵守し労働者の健康保護及び一般環境への汚染防止に努めること

- ① 労働安全衛生法・石綿障害予防規則
- ② 大気汚染防止法
- ③ 建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(リサイクル法)
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

2. アスベスト成形板の撤去方法

- (1) アスベスト成形板の撤去は、内装及び外部建具等の撤去にさきがけて行う。
- (2) 建物内部で撤去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損箇所又は換気扇枠等で粉塵が外部に飛散するおそれがある箇所をビニールシート等で塞ぐものとする。
- (3) アスベスト成形板の撤去は、可能な限り撤去又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」とする。なお、建物外部のアスベスト成形板を撤去する場合は、できる限り、原型のまま撤去する。
- (4) 撤去作業中は、散水その他の方法により、アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。
- (5) 撤去作業するには、防塵マスク、防護メガネ及び作業衣を着用させる。
- (6) 撤去作業後、アスベスト成形板の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉塵が残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び後片付けを十分に行う。
- (7) 解体現場周辺に粉塵等の飛散を防止するために解体する建物の高さ以上に飛散防止幕を設置し撤去物を十分湿潤化できる散水装置を設置する。

3. アスベスト成形板の集積、運搬等

- (1) 撤去したアスベスト成形板の集積及び積み込みに当たっては、高所より投下しないことその他、粉塵の飛散防止に努める。
- (2) 細かく破砕されたアスベスト成形板は、湿潤化の上、丈夫なビニール袋に入れる等、飛散防止の措置を講じる。
- (3) 撤去したアスベスト成形板を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止の措置を講じる。また、保管場所には、アスベスト成形板の保管場所であることの表示を行う。
- (4) アスベスト成形板の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。
- (5) アスベスト成形板の撤去、集積、積み込み及び保管等の処理が完了した場合は、速やかに監督員に報告し、確実に処理されたかの確認を受ける。

4. アスベスト成形板の処分等

- (1) アスベスト成形板は、一般産業廃棄物として安定型処分場で処分する。なお、マニフェストには、アスベスト成形板であることを明示する。
- (2) 撤去されたアスベスト成形板の処分が完了した場合には、マニフェストを監督職員に提出し、処分が確実に行われたかの確認を受ける。

5. 必要な作業主任者

石綿作業主任者もしくは、特定化学物質等作業主任者の資格を取得したものを選任すること。

工事中情報共有システムに関する特記仕様書

1 工事中情報共有システム（受注者希望型）

- (1) 本工事は、工事中情報共有システムの対象（受注者希望型）である。
- (2) 契約締結後速やかに、事前チェックシートにより監督職員と協議を行い、情報共有システムの利用の可否の結果について、工事打合せ簿等により整理をすること。
- (3) 本工事で使用する情報共有システムは次のとおり。
広島県工事中情報共有システム（一般社団法人 広島県土木協会）
http://www.hdobokuk.or.jp/kouji_jyouseishisutemu2.html
- (4) 工事中情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。なお、情報共有システムを利用しない場合は、請負代金額の変更対象とする。
- (5) 利用にあたっては「東広島市発注工事における広島県工事中情報共有システム利用実施要領（建築工事）」に基づくこと。
- (6) 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。

この場合においては、次のとおりとする。

- 1) 「1.3. 適用する基準」のうち、「土木工事監督規定（広島県）」および「土木工事監督実施要領（広島県）」は「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と、「土木工事検査規定（広島県）」とあるのは「東広島市建設工事検査規定」と、「土木工事検査技術基準（広島県）」とあるのは「土木工事検査技術基準（東広島市）」と読み替えるものとする。
- 2) 「CAD 製図基準（国土交通省）」および「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省）」は適用しない。
- 3) 「4. 検査」は適用しない。
- 4) 検査は、監督職員と協議のうえ、紙媒体による検査と電子検査の併用とすることができるものとする。
- 5) 受注者は、工事中情報共有システムにより処理した工事完成図について、電子成果品として納品するほか、紙の成果品も納品すること。

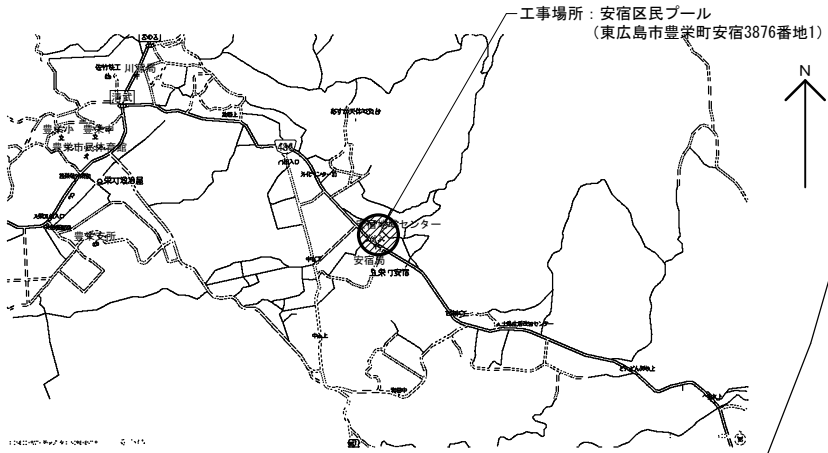
令和7年度 スポーツ施設整備事業
安宿区民プール解体工事

図 面 リ ス ト								
図面番号	図 面 名 称	縮 尺	図面番号	図 面 名 称	縮 尺	図面番号	図 面 名 称	縮 尺
A－1	建築解体・撤去工事特記仕様書（1）	——	E－1	電気設備 配置図	1/250	M－1	機械設備 配置図	1/250
A－2	建築解体・撤去工事特記仕様書（2）	——	E－2	幹線・動力・弱電設備平面図（撤去図）	1/50	M－2	既設機械設備平面図	1/100
A－3	附近見取図、配置図	1/250	E－3	電灯コンセント設備平面図（撤去図）	1/50	M－3	既設機械設備詳細図	1/50
A－4	仕上表	——	E－4	井戸ポンプ電源改修配置図	1/250	M－4	給水設備平面図・ポンプ廻り詳細図	1/30・50
A－5	平面図	1/100	E－5	井戸ポンプ電源改修詳細図	1/50	M－5	ろ過機撤去図	1/30
A－6	立面図、断面図	1/100						
A－7	大プール・プールサイド平面詳細図	1/30、10、100						
A－8	大プール・プールサイド断面詳細図	1/30、10						
A－9	小プール・プールサイド平面・断面詳細図	1/30						
A－10	建物廻り平面詳細図	1/30						
A－11	建物廻り断面詳細図（1）	1/30						
A－12	建物廻り断面詳細図（2）	1/30						
A－13	建物展開図・天井伏図・建具表	1/50、100						
A－14	基礎伏図	1/100						
A－15	大プール・擁壁・建物基礎梁 配筋図	1/30、20						
A－16	建物ブロック割・軸組図、小屋組伏図・詳細図	1/100、10						
A－17	解体後平面図	1/100、30						
A－18	（参考）仮設計画配置図	1/250						

工事場所：東広島市豊栄町安宿

I 工事概要		I 一般共通事項		II 仮設工事		III 解体施工														
1	工事名称	令和7年度 スポーツ施設整備事業 安宿区民プール解体工事	⑧ 工事工程表 (1.2.1) ⑨ 施工計画書 (1.2.2)	⑩ 施工条件 (1.3.5)	⑪ 安全確保 (1.3.6～1.3.8)	⑫ 工事の記録 (1.2.3)	⑬ 電気保安技術者等 (1.3.3～1.3.4)	⑭ 近隣のとの折衝 (1.3.6)	⑮ 施工の検査 (1.5.4)	⑯ 中間技術検査 (1.6.2)	⑰ 工程報告	⑱ 埋設物等の報告	⑲ 地下埋設物調査	I 一般共通事項	20	契約不適合責任調査	本工事は契約不適合の責任を明確にするため、受注者の立会のもと不適合調査（発注者作成）に沿って検査を行うため、発注者から連絡があれば対応すること。 ○引渡し後 概ね1年目後 ○引渡し後 概ね2年目後（設備機器本体等は除く） 特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日法律第97号）に指定する機械機器を処分する場合は、同法に基づき処理を行うこと。また、工事完了後に管理票の写しを提出すること。			
2	工事場所	東広島市豊財町安宿													21	家電リサイクル法対象機器の処分	○竣工図： 2部（A3版： 2部、 版： 部、C-D-R：1部） ・完成図書 部 竣工図は残置及び設置工作物等、工事完了時に敷地内に存する物（埋設物も含む）の種類、位置及び供給管の切断箇所等の今後当該敷地を管理していく上で必要な事項を明記した配置図を作成し、提出すること。			
3	構造・規模	プール附属棟建物 C B造 平家建て 延べ面積 41.71㎡ プール本体 R C造 水面積：大プール215.0㎡、小プール15.0㎡ 他													22	完成時の提出図書	<1.8.1～3> < >は公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）の該当項目を示す	23	試掘	地中に解体撤去すべき工作物等がないことを確認するため、次の時期及び方法により試掘を行う。 試掘時期 ※完成検査時 ・（ ） 試掘方法 ※機械掘削 ・人力掘削 なお、試掘は建築物1棟ごとに1箇所以上、外構（排水施設、舗装等）で1箇所以上行い、試掘する箇所については、検査員の指示による。
4	工事種目	(1)建物解体・撤去工事一式（内訳は別図による）													①	騒音・粉塵等の対策（仮囲い等の安全施設） (2.2.1)	○解体工事着手前に工事対象区域内に仮囲い（・H＝ ◎図示 ）を設置すること。 ○解体工事着手前に建物周囲に次の騒音・粉塵等の対策を行う。 （・防音パネル ◎防音シート ・メッシュ金網、養生シート ） ・防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲及び高さ等 （＊建物全周囲に建物高さ以上 ・ 図示 ） 枠組み足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月24日基発第0424001号）により、「動きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立てに関する基準」の2の(2)又は(3)の方法により行うこと。 また、上記足場の設置や点検等については、労働安全衛生規則を遵守して実施すること。 ・騒音・振動計を設置すること。（設置箇所は図示による）			
5	別途工事	－													②	工事用水	原則、既設給水管設備は利用できない。ただし、利用可能な場合は、水道料金及び使用水量に応じポンプ運転に要した電力使用量は、受注者の負担とする。			
6	公衆災害防止措置	ア 工事に際し、工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危害、並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。 イ 上記について、「建設工事公衆災害防止要綱（平成5年1月12日付 建設事務次官通達）」に基づき実施すること。				3	監督職員事務所（2.3.1）	＊設けない ・設ける（ m程度）備品類等は監督職員の指示を受けて設置すること。												
7	現状復旧	工事に際し、隣接建物等に損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧を行うこと。				④	交通誘導警備員	＊配置する ・配置しない 配置計画 ＊大型車両進入時 （ ）人／日 ・常時配置 （ ）人／日 ○作業期間 （10）人												
8	その他	(1)この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は、原則として東広島市内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。 (2)解体仕様書で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法等を明示している場合において、それらが、関係法令等（条例含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守（1.1.13）を優先する。 ――(3)本工事の場合には王事中下記に示す調査を行うため、営繕課より連絡があれば対応すること。―― ――公共事業労務費調査――王事中に実施（調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等）――																		
II 解体工事仕様																				
1	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説」（最新版）（「解体仕様書」という。）による。																			
2	特記仕様																			
(1)項目は番号に○印のついたものを適用する。(3)項目欄に記載の（ ）内番号は共通仕様書の当該項目を示す																				
(2)特記事項は○印のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は＊印のついたものを適用する。 ○印と＊印がついた場合は○印のついたものを適用する。 ○印と◎印がついた場合は、共に適用する。																				
	項目	特記事項																		
I 一般共通事項	① 適用基準等	＊建設工事公衆災害防止対策要綱 ＊建設副産物適正処理実施要領 ＊建築工事安全施工技术指針 ＊再生资源利用促進実施要領 図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。 ○公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 最新版 国土交通省大臣官房官庁営繕部 ○建築物解体工事共通仕様書・同解説 最新版 国土交通省大臣官房官庁営繕部																		
	② 設計図書の優先順位	(1)質問回答書 (2)特記仕様書 (3)図面 (4)共通仕様書																		
	③ 官公署その他への届出手続等 (1.1.3)	工事の着手、施工、完成に当たり、関係機関への必要な手続等を遅滞なく行うこと。また、これらの手続等を行うに当たっては、届出内容についてあらかじめ監督職員に報告すること。なお、手続き等に要する費用は受注者の負担とする。																		
	4 別契約の関連工事 (1.1.7)	本工事は別契約の工事に施工上密接に関連するため、監督職員の調整に協力すると共に、工程計画及び工事用車両の入出力等について当該工事関係者と十分調整し、工事の円滑な施工に努めること。																		
	⑤ 表示板の設置	現場の見えやすい位置に、監督職員が指示する次の表示板及び建設業その他法令等に定める表示板を掲げること。 ＊工事概要等の表示板																		
	⑥ 工事実績情報の登録 (1.1.4)	受注者は、受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注、変更、竣工、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また、途中変更時の登録が必要な場合は、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。																		
	⑦ 発生材の処理等 (1.3.10) (4.1.3～4.5.1)	・引渡しを要するもの（・PCBを含む機器類、PCB含有シリング材、 ） ○次の建設廃棄物は上記によるものを除き再資源化する (1) 建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物及び建設発生土 ○建設発生土 ○コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ○建設発生木材) (2) 金属類 (3) 小型二次電池 ○その他建設廃棄物の再資源化 ＊無し ○有り (○蛍光ランプ、HDランプ ○硬質塩化ビニル管、継手) ○指定建設資材廃棄物（木材が廃棄物となったもの）の縮減 ＊無し ・有り ○再資源化された建設廃棄物の現場での利用 ＊無し ・有り () ○産業廃棄物広域認定制度の適用 ＊無し ・有り () ○処理に注意を要する建設廃棄物 ＊無し ・有り (・CCA処理木材 ・ひ素、ｶﾞﾐﾝ含含有石膏ｶｰﾄﾞ) (1)本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市、呉市、福山市）が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあつては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし、建設廃棄物が、破砕等（選別を含む）により、有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。（原則、県内処分） (2)本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前記(4)に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。																		
工事名：		令和7年度 スポーツ施設整備事業 安宿区民プール解体工事		図面名：		建築解体・撤去工事特記仕様書（1）		縮尺：		A2版：100% A3版：71%		査図：		部長： 課長： 主任： 担当：		日付：		図番：		
有限会社 元廣建築設計事務所 一級建築士事務所 広島県登録 18(1) 第 0951 号		一級建築士登録 第 85366 号 元 廣 清 志														R 7 年		A - 1		

[illegible]



附近見取図

解体・撤去建物等の概要

- 1) プール附属棟建物
コンクリートブロック造 平家建て
延べ面積 41.71㎡ 平成10年竣工
- 2) プール本体
コンクリート造
水面積：大プール215.0㎡、小プール15.0㎡
- 3) プールサイド他
周囲フェンス、擁壁等
(東・南側擁壁等は残置とする)
- 4) 電気設備 (上記撤去に伴うもの)
- 5) 機械設備 (上記撤去に伴うもの)
- 6) 外構
井戸ポンプ庫新設、排水側溝一部撤去・新設、
張りコンクリート打設、盛土等新設

工事内容

1. 建物等解体・撤去のとりこわしを行う。
2. 東・南側擁壁等については残置とし、
レベル差があるので転倒しないように盛土を行うこと。
3. 新設法面に張りコンクリートを打設する。
4. 排水側溝は農業用水として使用しているので、
仮設暗渠を設置後、一部撤去新設とする。
5. 既存ポンプ室の井戸は地域センター及び集会所に使用してる為、
ポンプ庫新設の上、ポンプを設置する。

町道

町道

国道486号線

凡 例

解体建物等を示す

配置図 1/250



有限会社 元廣建築設計事務所
一級建築士事務所 広島県登録 18(1) 第 0951 号

一級建築士登録 第 85366 号
元 廣 清 志

工事名：

令和7年度 スポーツ施設整備事業
安宿区民プール解体工事

図面名：

附近見取図、配置図

縮尺：

1/250
A2版：100%
A3版：71%

査図：

部長：

課長：

主任：

担当：

日付：

R7年

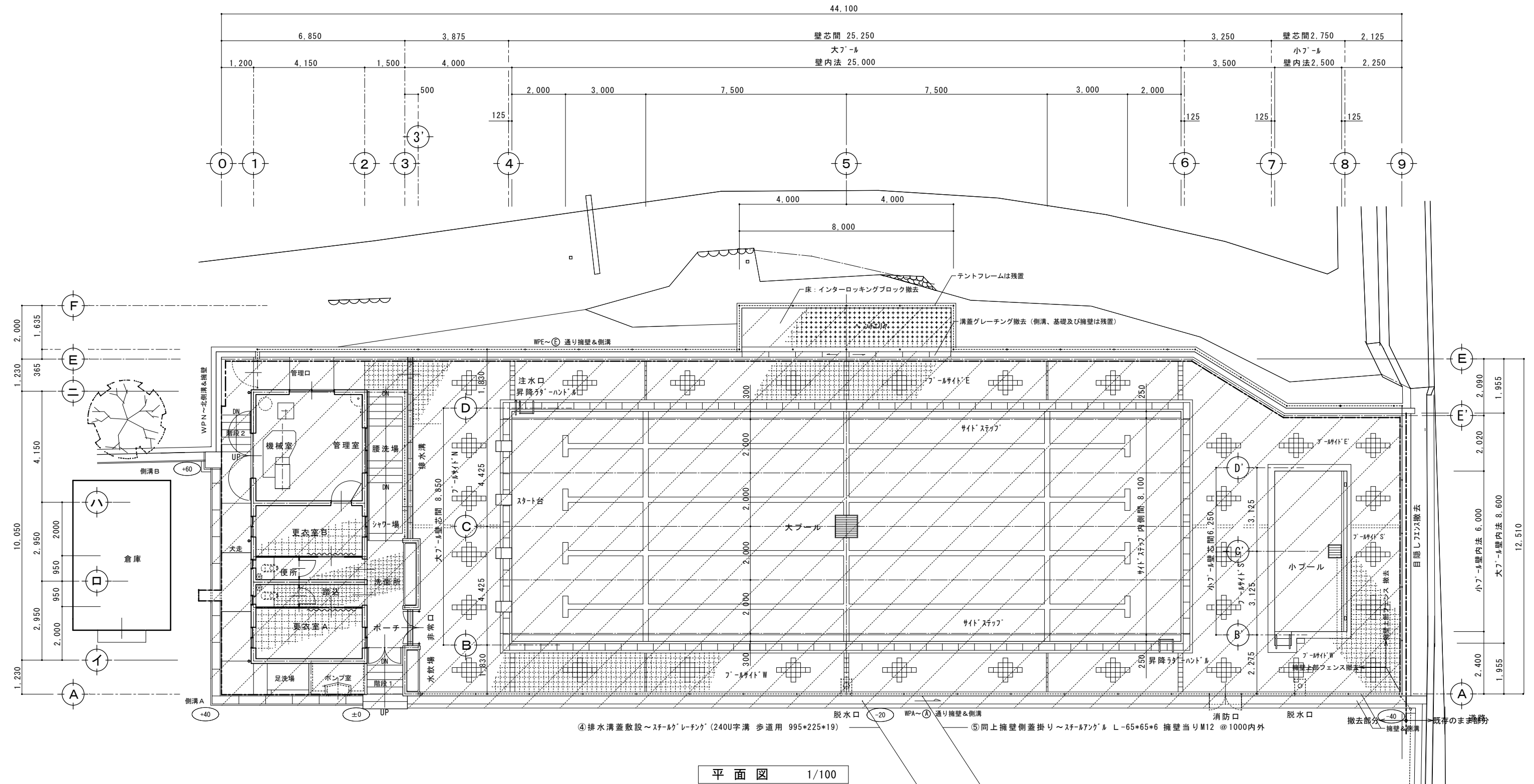
図番：

A - 3

外部仕上表				特記事項				下地略号			略号表		
部 位		仕 上		備 考									
建 物	屋 根	コンクリート直均し＋鉄骨小屋組（母屋受け：L-75x75x6、母屋：C-100x50x20x2.3）の上折板葺 山高≒90		タイトフレーム、面戸、けらば包み		1．解体作業中は、散水を充分に行い埃の発生を抑え、近隣居住者に迷惑をかけないように努める。また、コンクリート等の解体は低騒音、低振動の圧砕機を使用する。 2．工事用車両出入口の安全確認を行い、交通誘導警備員を配置する。 3．解体工事において、残置部分及び隣地工作物等を破損させた場合は、現況復旧、補修、補強をする事。 4．特記なき限り、解体建物内外の古材、設備機器、家財等は全て撤去処分とする。 5．本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用はすべて受注者の負担とする。 6．杭の解体については引き抜き工法（オーガーケーシング工法）にて撤去し、撤去後は山砂等により充填する。 7．排水側溝は農業用水として使用しているので、仮設暗渠を設置後、一部撤去新設とする。 8．東・南側擁壁等については残置とし、レベル差があるので転倒しないように盛土を行うこと。施工中も同様に転倒しないよう十分注意し、対策を講ずること。 なお南側擁壁は根入れ深さ等を監督職員に報告すること。 9．既存ポンプ室の井戸は地域センター及び集会所に使用してる為、ポンプ庫新設の上、ポンプを設置する。 10．複層塗材S i 及び外装薄塗材E の全て、下地調整塗材に石綿（クリンタイル）を含有している。（仕上表の※印部分とする。） 石綿含有仕上塗材等の除去工法は、集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法（集じん装置はHEPAフィルター付き）とする。 上記工法は隔離措置と同等の措置と判断できる工法であるが、アスベストレベル1と同様に隔離養生、セキュリティーゾーンの設置、集じん・排気装置の設置を行うこと。 ディスクグラインダーケレン工法で除去できない箇所については他工法を併用すること。 11．鉄筋の切断部については、防錆処理をしモルタル補修を行うこと。 12．解体機械、解体材の搬出入等により路面を汚さないようタイヤの洗浄を行うこと。 13．仮囲い範囲内のバラスは解体工事着手までに、敷地内移動させること。（移動場所については、監督職員と協議し決定すること）				C	鉄筋コンクリート下地	S O P	合成樹脂調合ペイント塗り
		CB	コンクリートブロック下地	E P-G	つや有合成樹脂エマルションペイント塗り								
			CT	エポキシ樹脂系プール用ペイント塗り									
〃	軒 鼻	コンクリート打放し仕上げの上 複層塗材S i（※）											
〃	軒下端	コンクリート打放し仕上げの上 複層塗材S i（※）											
〃	外 壁	モルタルの上 複層塗材S i（※）											
〃	犬走 床	コンクリート直均し仕上げ		側溝A・B：プレキャスト（PRC）製 既存のまま 会所樹：コンクリート打ち 既存のまま									
〃	足洗場 床	モルタル											
〃	ポンプ室	屋根：モルタルの上 複層塗材S i（※）	外壁：モルタルの上 複層塗材S i（※）	入口蓋戸：鋼製 S O P									
		内壁・天井：コンクリート打放し仕上げ	床：モルタル										
〃	階段 1	モルタル		手摺：ステンレス（SUS）製パイプ 38φ									
〃	階段 2	コンクリート直均し仕上げ		擁壁・側溝：コンクリート打ち 既存のまま									
〃	管理口 床	コンクリート直均し仕上げ		固障扉ネットフェンス H=1200 擁壁・側溝：コンクリート打ち 既存のまま 擁壁上部ネットフェンス H=1200 既存のまま									
〃	ポーチ・洗面所 床	コンクリート直均し仕上げの上 樹脂製マット		流台下排水溝：コンクリート打ち									
〃	腰洗場・シャワ-場 床	モルタルの上 エポキシ樹脂系プール用ペイント塗り		仕切フエンス H=1000 手摺：ステンレス（SUS）製パイプ 38φ									
〃	と い	軒どい：硬質塩化ビニル雨どい（折板用）W=200											
		たてどい：硬質ポリ塩化ビニル管 75φ											
擁 壁		コンクリート打放し仕上げ											
プールサイド 床		インターロッキングブロック（180x180x60）		擁壁・側溝：コンクリート打ち 一部既存のまま 擁壁上部ネットフェンス H=1200 一部既存のまま 擁壁上部目隠しフェンス H=1200 既存のまま ベンチエリアフェンスフレーム H=2100・2000 既存のまま									
プール （大・小）		モルタルの上 エポキシ樹脂系プール用ペイント塗り		スタート台、配管（O F）ピット、コースロープフック掛け金具、青泳グリップ、昇降ロラダーハンドル									

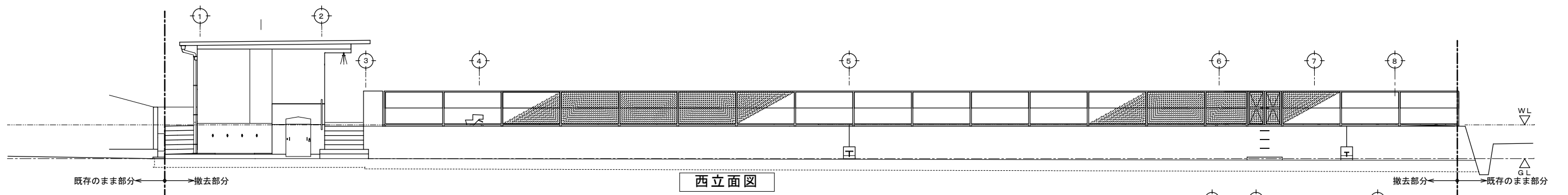
内部仕上表（附属棟）											
室 名	床		幅木・腰		壁		天 井			備 考	
	下地	仕 上	下地	仕 上	下地	仕 上	下地	仕 上	廻縁		天井高
更衣室（A・B）	C	モルタルの上 塩ビ製マット		―――	C	モルタル E P-G	C	コンクリート打放し仕上げの上 外装薄塗材E（※）	―――	直天	
					CB	押出成形セメント板 t=60 E P-G					
踏 込	C	モルタルの上 樹脂製マット		―――	C	モルタル E P-G	C	コンクリート打放し仕上げの上 外装薄塗材E（※）	―――	直天	
					CB	押出成形セメント板 t=60 E P-G					
便 所	C	モルタルの上 樹脂製マット		―――	C	モルタル E P-G	C	コンクリート打放し仕上げの上 外装薄塗材E（※）	―――	直天	
		榻床・立上：モザイクタイル 50x50（モルタル下地）			CB	押出成形セメント板 t=60 E P-G					
機械室・管理室	C	モルタル		―――	C	モルタル E P-G	C	コンクリート打放し仕上げの上 外装薄塗材E（※）	―――	直天	濾過機基礎

	有限会社 元廣建築設計事務所 一級建築士事務所 広島県登録 18(1) 第 0951 号 元 廣 清 志	一級建築士登録 第 85366 号 元 廣 清 志	工事名：	令和7年度 スポーツ施設整備事業 安宿区民プール解体工事	図面名：	仕上表	縮尺：	―――	査図：	部長：	課長：	主任：	担当：	日付：	R 7 年	図番：	A - 4

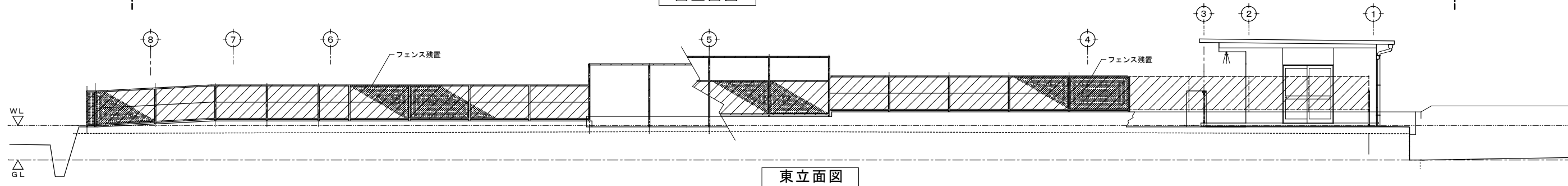


施設面積表		
区 分	面積 (㎡)	備 考
大プール	215.0000	水面積 (25.0m×8.6m) 2m巾4コース
小プール	15.0000	水面積 (6.0m×2.5m) 大小プール水面積合計=230㎡
プールサイド	237.9671	オーバーフローディッチ(濾水配管ビッド)等及びベンチエリアを含む
建 物	41.7075	更衣室を含まない
洗体場等	15.5750	腰洗場、シャワー場、洗面(眼)所、及びポーチ
そ の 他	29.6610	建物周辺の、更衣室 足洗場 階段 管理口 犬走等
合 計	554.9106	施設周囲側溝敷(擁壁敷の一部とも)を含まず

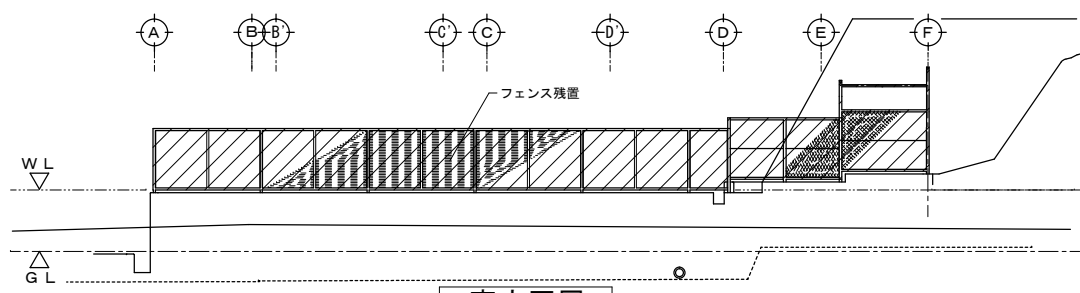
溝蓋取付詳細図 1/10



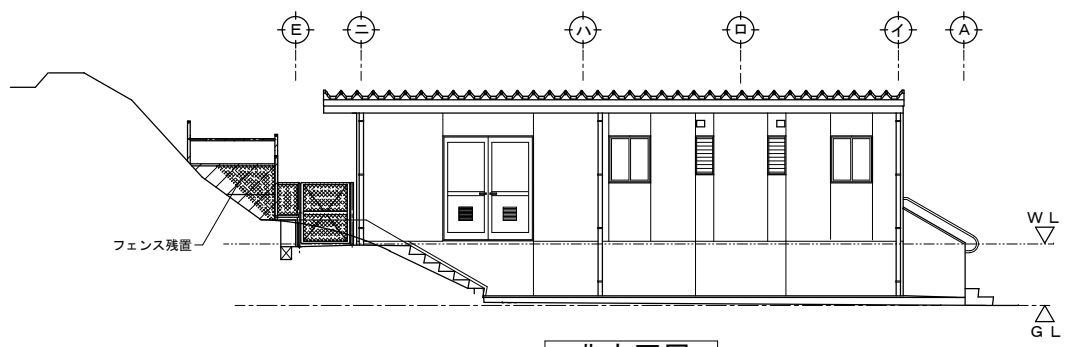
西立面図



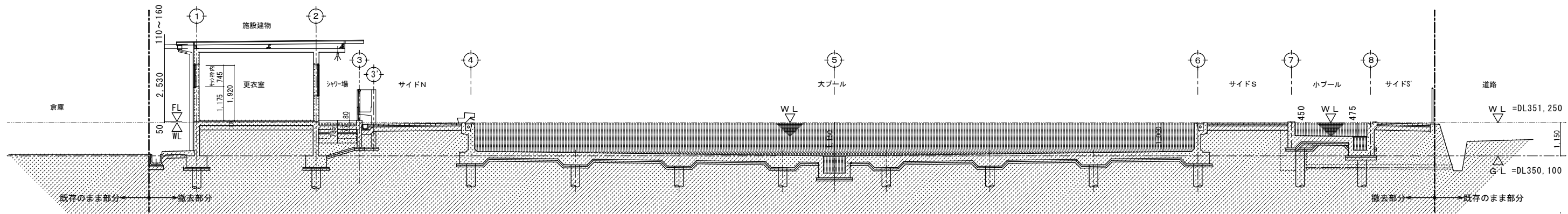
東立面図



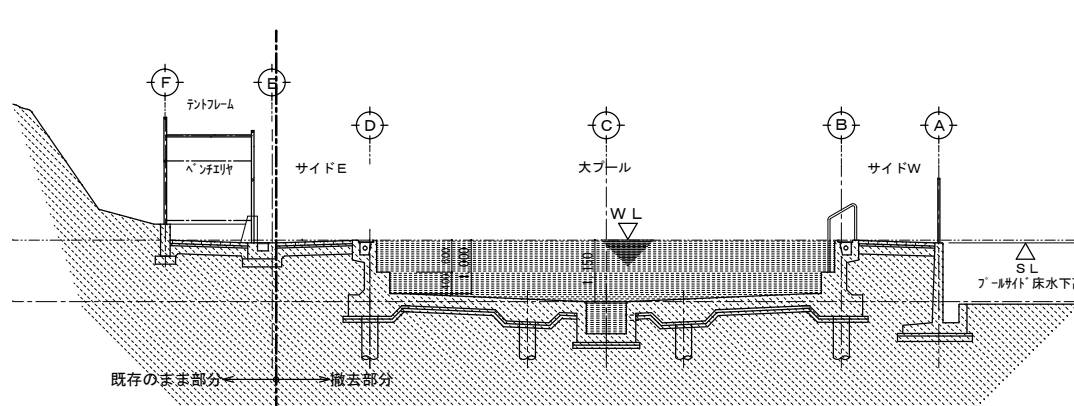
南立面図



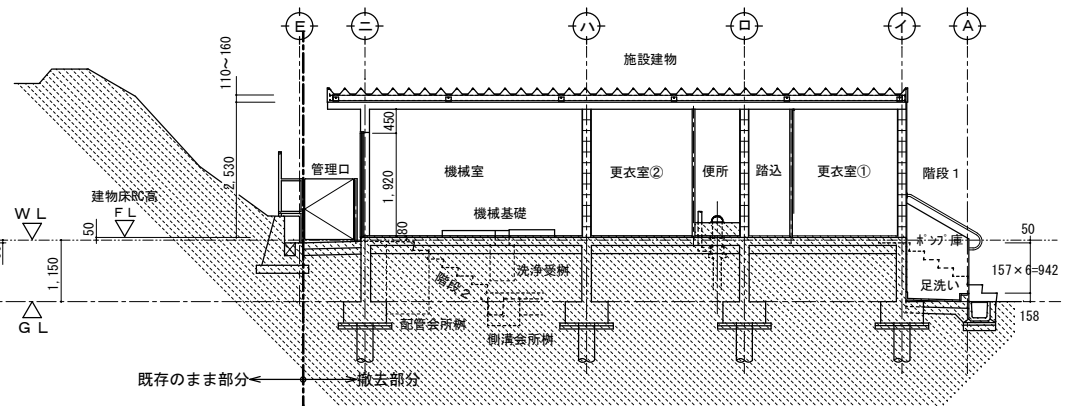
北立面図



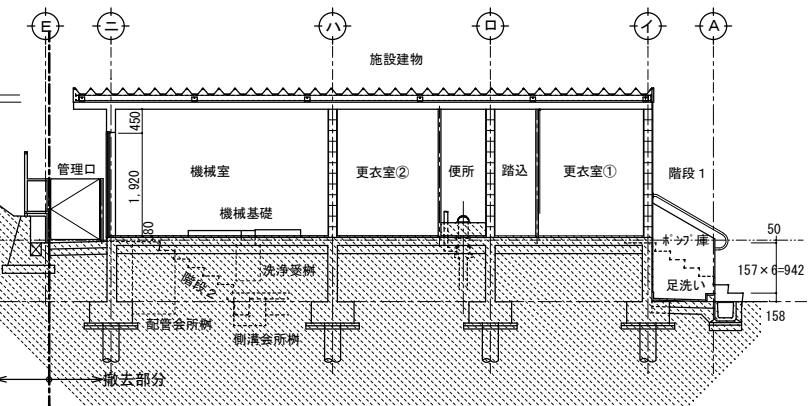
X方向断面図



大プール横断面



Y方向断面図



建物桁行断面



有限会社 元廣建築設計事務所
一級建築士事務所 広島県登録 18(1) 第 0951 号

一級建築士登録 第 85366 号
元 廣 清 志

工事名：
令和7年度 スポーツ施設整備事業
安宿区民プール解体工事

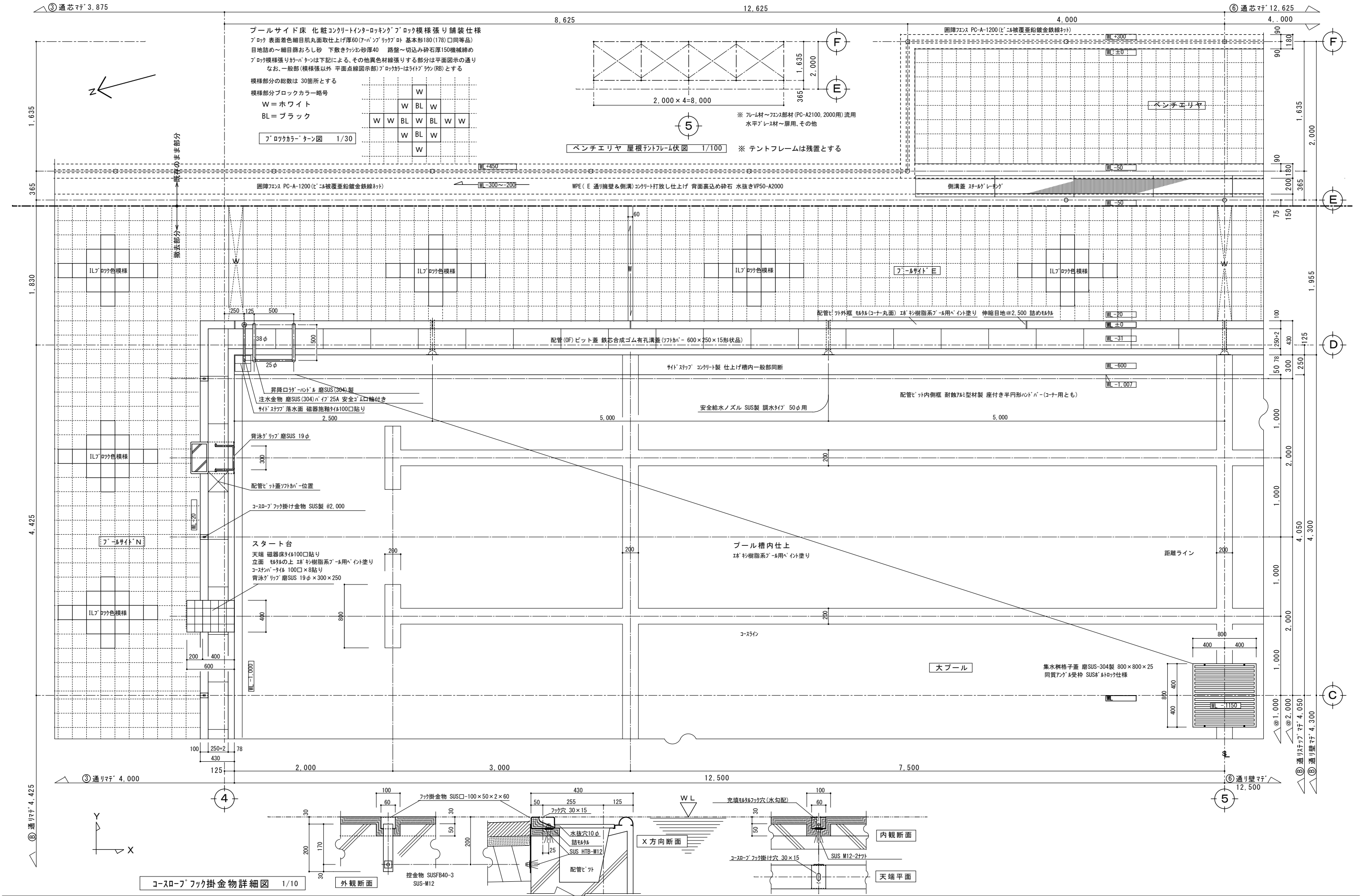
図面名：
立面図、断面図

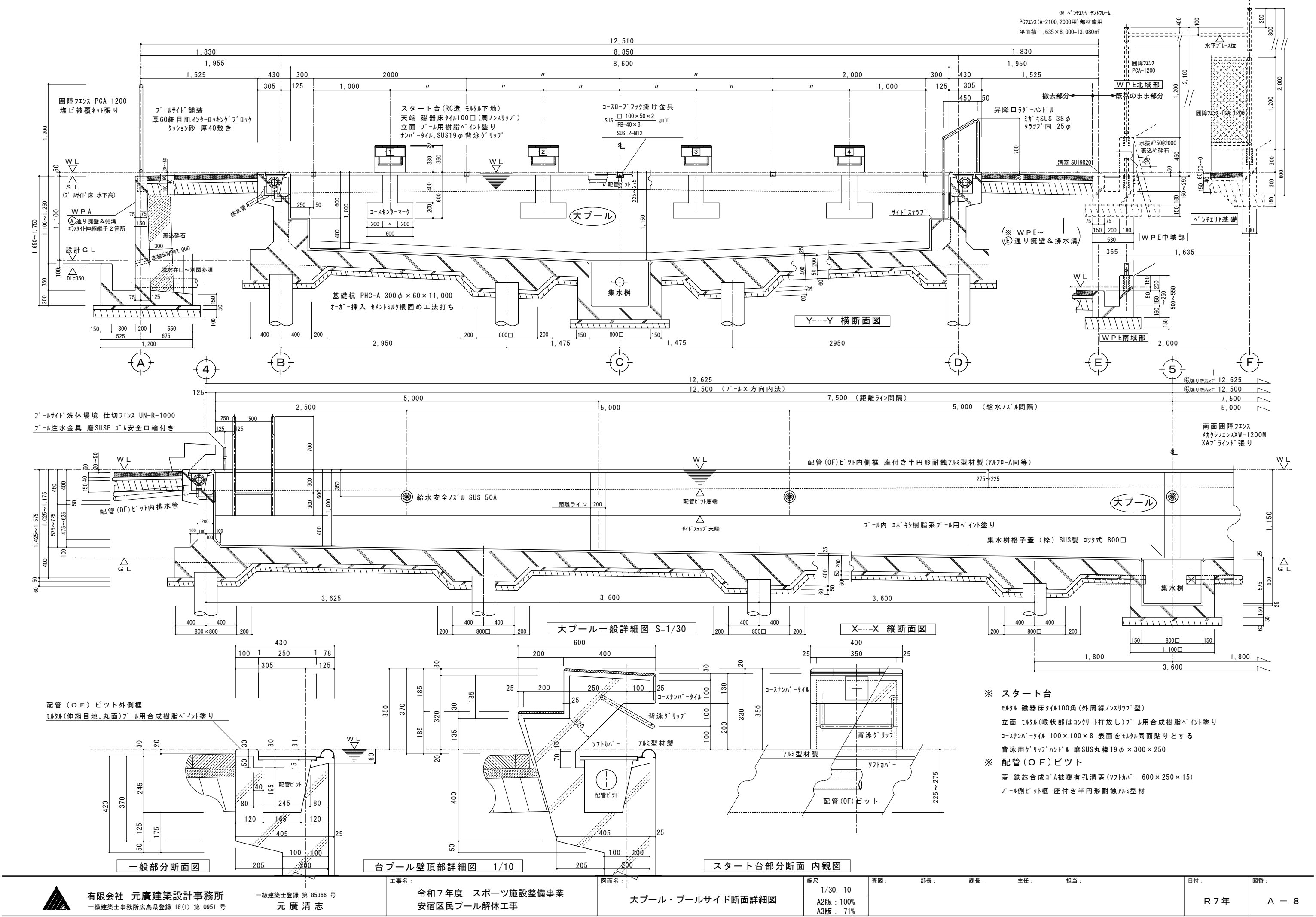
縮尺：
1/100
A2版：100%
A3版：71%

査図： 部長： 課長： 主任： 担当：

日付：
R7年

図番：
A - 6





有限会社 元廣建築設計事務所
一級建築士事務所 広島県登録 18(1) 第 0951 号

一級建築士登録 第 85366 号
元 廣 清 志

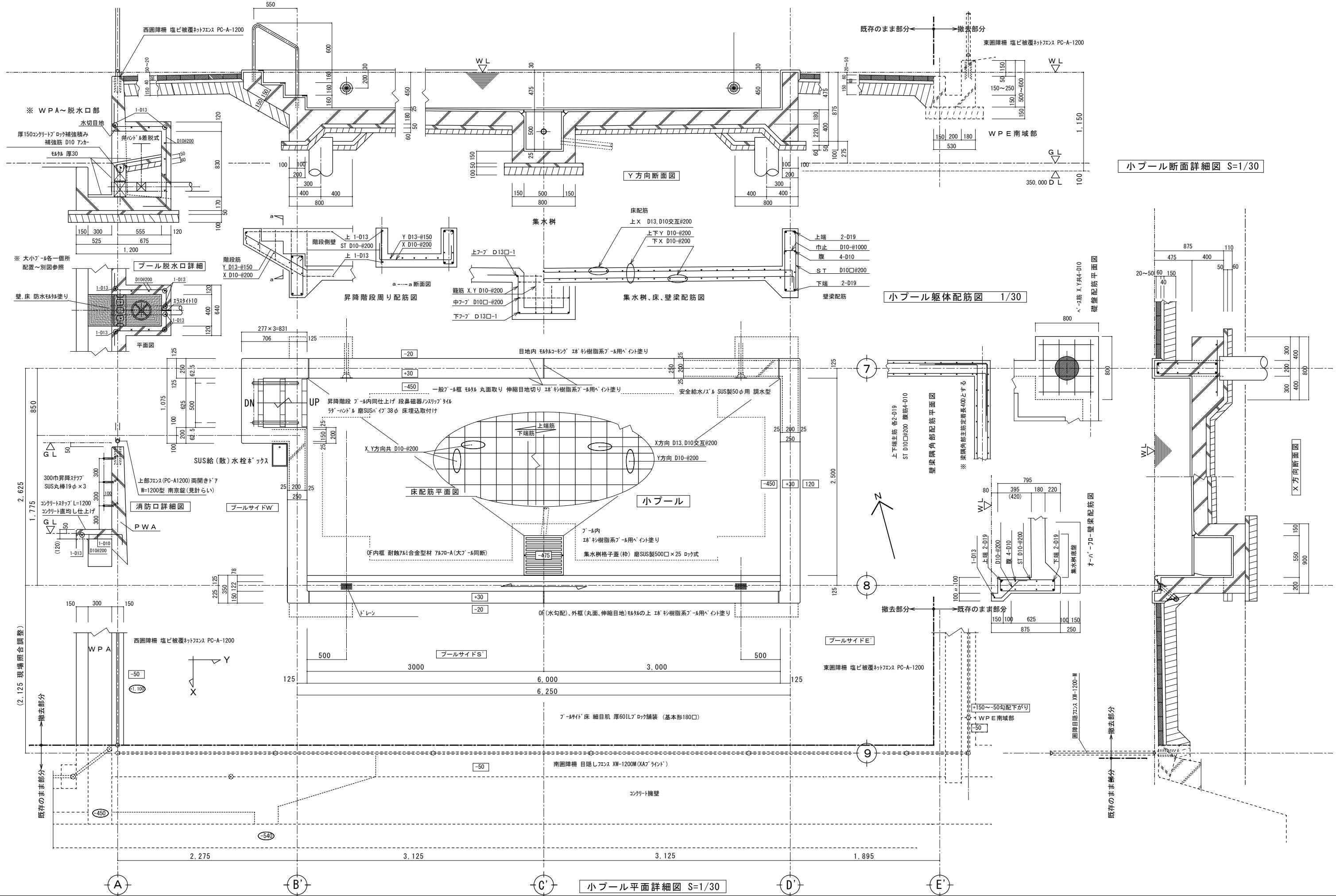
工事名: 令和7年度 スポーツ施設整備事業
安宿区民プール解体工事

図面名: 大プール・プールサイド断面詳細図

縮尺: 1/30, 10
A2版: 100%
A3版: 71%

査図: 部長: 課長: 主任: 担当:

日付: R7年
図番: A - 8



小プール平面詳細図 S=1/30

小プール躯体配筋図 1/30

小プール断面詳細図 S=1/30



有限会社 元廣建築設計事務所
一級建築士事務所 登録 18(1) 第 0951 号

一級建築士登録 第 85366 号
元廣 清 志

工事名:

令和7年度 スポーツ施設整備事業
安宿区民プール解体工事

図面名:

小プール・プールサイド平面・断面詳細図

縮尺:

1/30
A2版: 100%
A3版: 71%

査図:

部長:

課長:

主任:

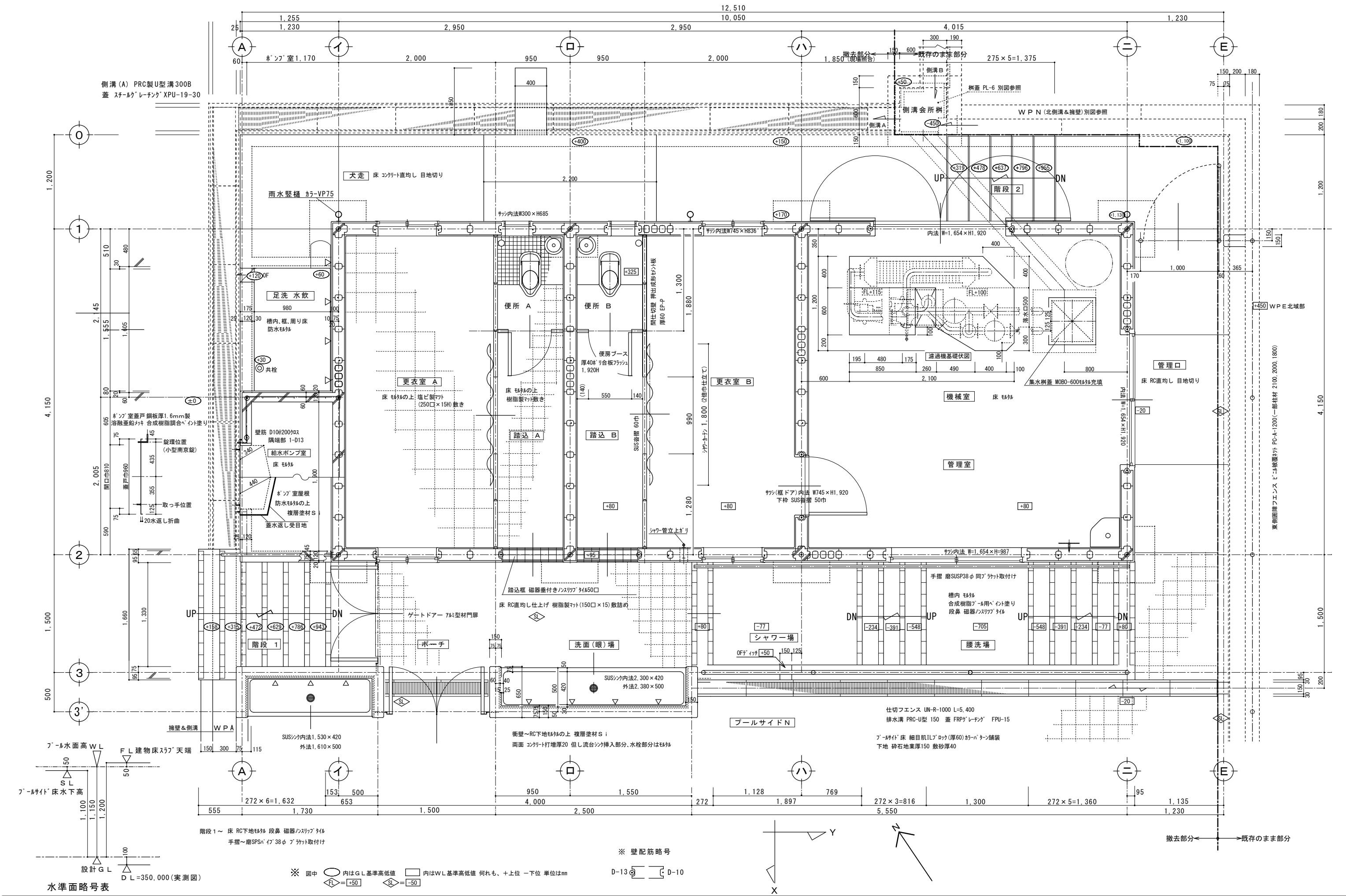
担当:

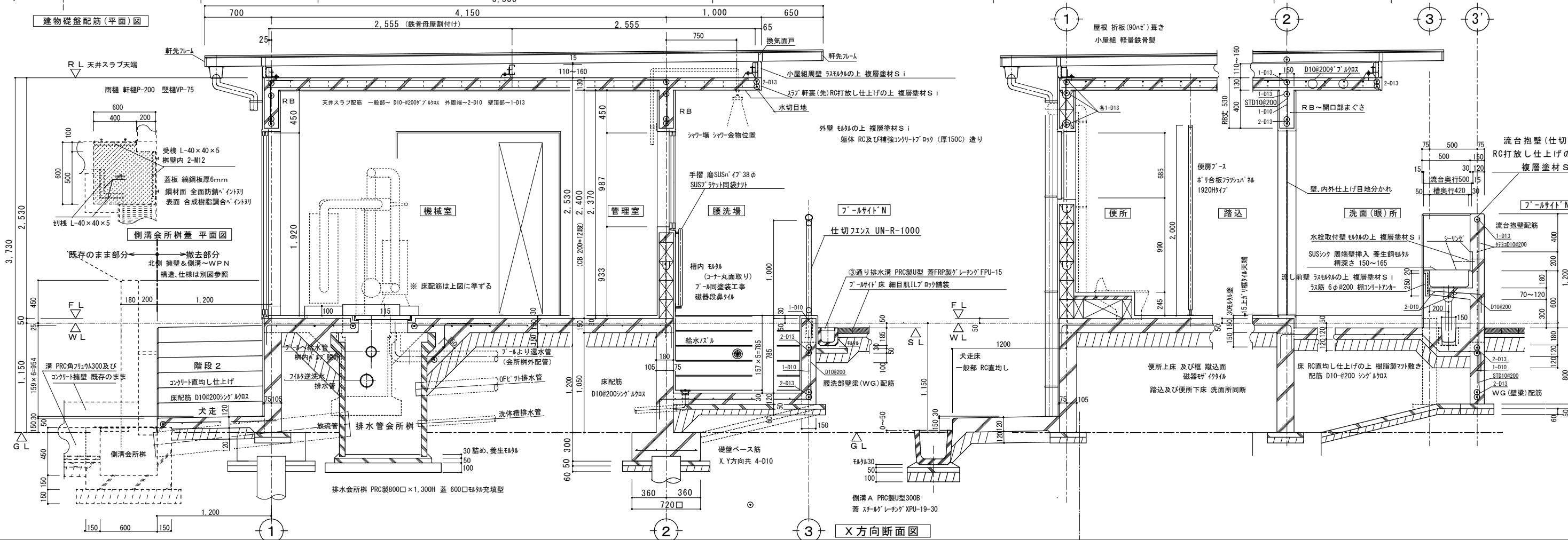
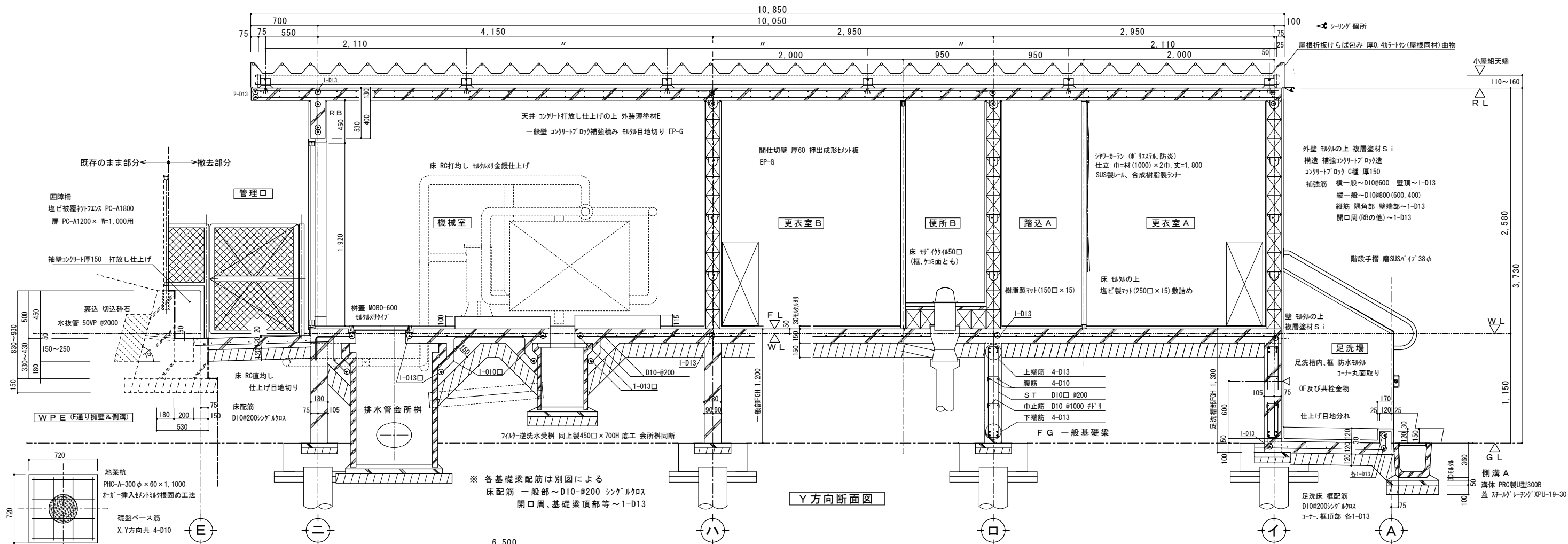
日付:

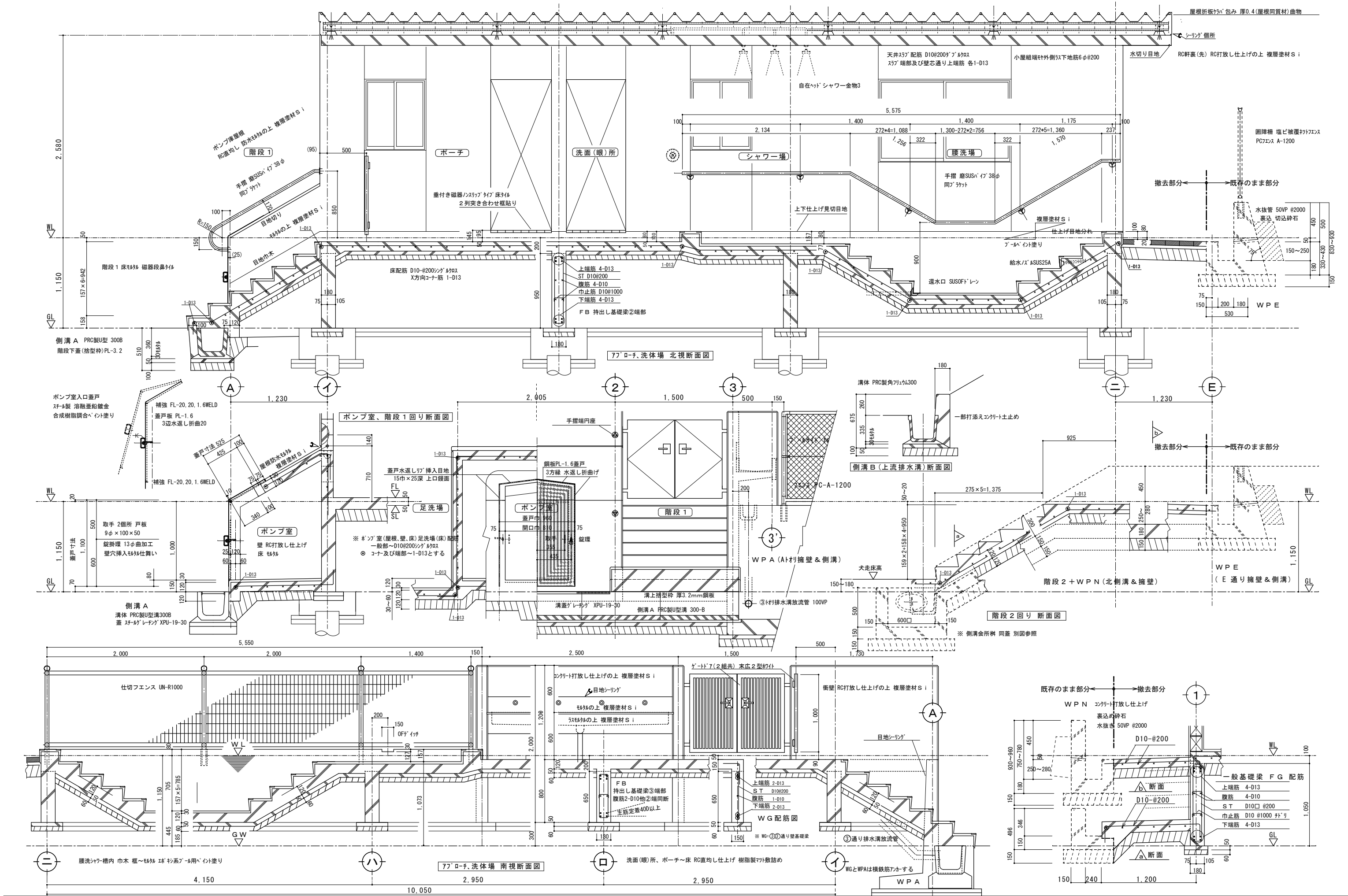
R7年

図番:

A - 9







有限会社 元廣建築設計事務所
一級建築士事務所 広島県登録 18(1) 第 0951 号

一級建築士登録 第 85366 号
元廣 清 志

工事名: 令和 7 年度 スポーツ施設整備事業
安宿区民プール解体工事

図面名: 建物廻り断面詳細図 (2)

縮尺: 1/30
A2版: 100%
A3版: 71%

査閲: 部長

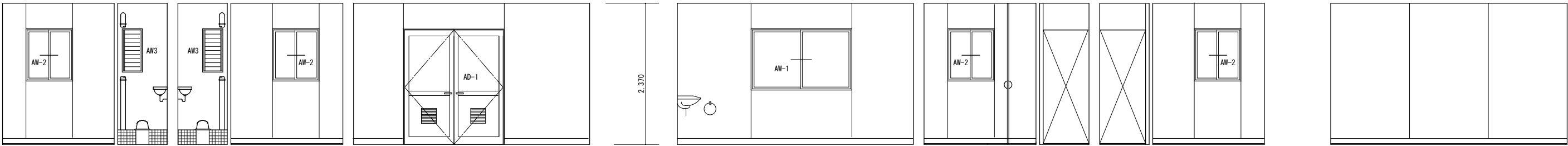
課長:

主任:

担当:

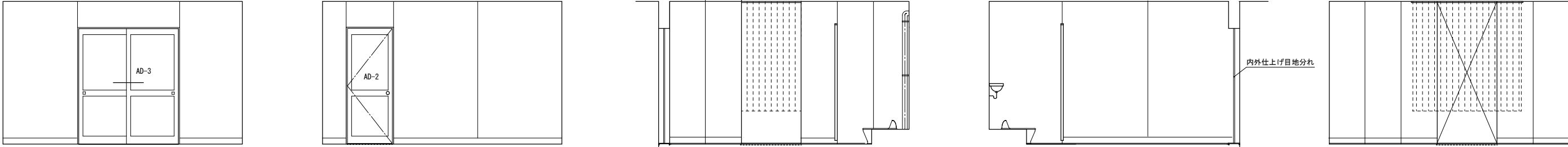
日付: R 7 年

図番: A - 12



サツ下枠 SUS曲物

更衣室 A 便所 ① 更衣室 B 機械室 ② 更衣室 B ③ 更衣室 A ④



サツ下枠 SUS曲物

更衣室入口番摺り SUS曲げ物 巾60

内外仕上げ目地分れ

入口下 SUS番摺り

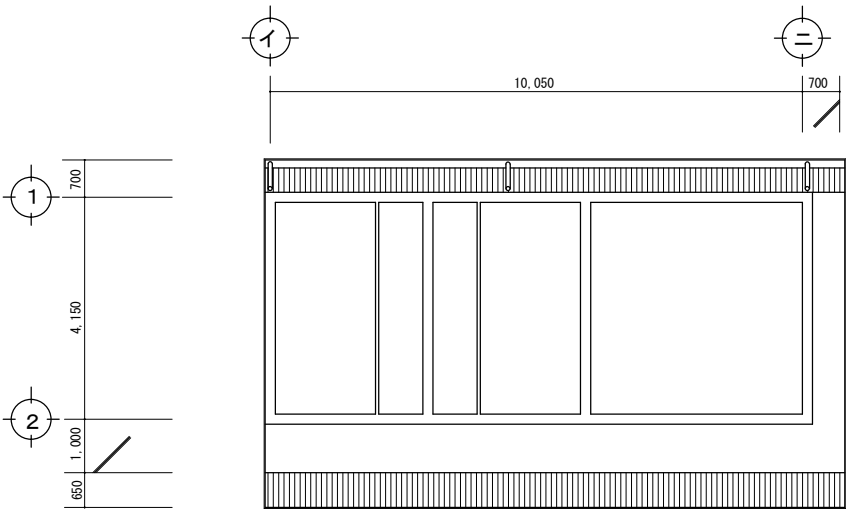
機械室 ⑤

機械室 ⑥

踏込 A ⑦ 便所 A

便所 A ⑧ 踏込 A

更衣室 A ⑨



天井伏図 1/100

室内展開図 1/50

※ 天井 軒周り工事 (註)

折板 軒先フレーム

雨樋 軒～P-200 縦～ｶﾞｰVP75

折板軒裏～ｶﾞｰ銅板裏あらわし

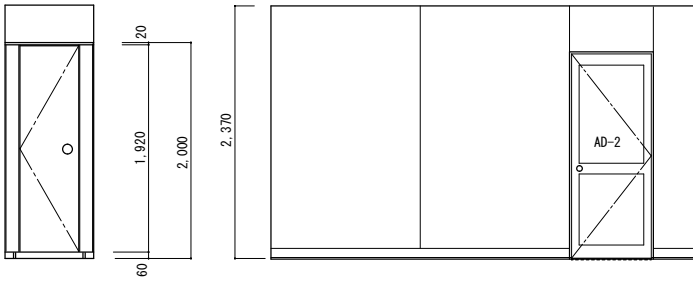
壁頂部 折板換気面戸 (壁ﾃｷｽﾄ見切)

折板けらば 折板同質ｶﾞｰ銅板曲げ物包み(全長)

鉄骨小屋組外周～ｸﾞﾗｽﾃｷｽﾄの上 複層塗材S i

ｺﾝｸﾘｰﾄ軒裏 軒先～ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し仕上げの上 複層塗材S i

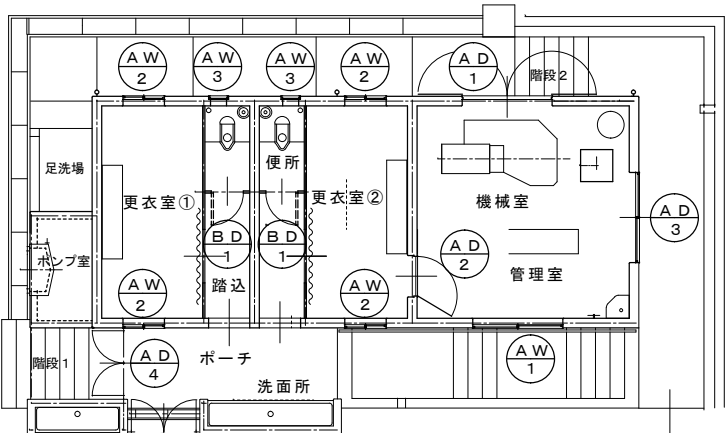
内部天井～ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し仕上げの上 外装薄塗材E



踏込 A ⑩

更衣室 B ⑪

符号	名称	寸法 (W x H)	数量	位置	硝子・パネル	金物	備考
A D-1	アルミ製両開きガラス戸	1,654 x 1,920	1か所	機械室	上部：型板ガラス t=4 下部：アルミパネル t=4	内部ロック、丁番、フランス落し、 ドアクローザー、標準金物一式	ステンレスくつずり、 アルミ製ガラリ 300x300
A D-2	アルミ製片開きガラス戸	745 x 1,920	1か所	管理室	上部：型板ガラス t=4 下部：アルミパネル t=4	片面ロック、丁番、標準金物一式	ステンレスくつずり
A D-3	アルミ製引違いガラス戸	1,654 x 1,920	1か所	管理室	上部：型板ガラス t=4 下部：アルミパネル t=4	引違い錠、引手、戸車、ステンレスレール、 標準金物一式	
A D-4	アルミ製両開き門扉 (格子タイプ)	(600x2) x 1,000	2か所	ポーチ、非常口		座付きハンドルロック、埋込ヒンジ、 フランス落し、標準金物一式	
AW-1	アルミ製引違いガラス窓	1,654 x 987	1か所	管理室	フロート板ガラス t=3	標準金物一式	
AW-2	アルミ製引違いガラス窓	745 x 836	4か所	更衣室	型板ガラス t=4	標準金物一式	
AW-3	アルミ製可動ルーバーガラス窓	300 x 685	2か所	便所	型板ガラス t=6	開閉装置オペレーターハンドル、標準金物一式	
B D-1	トイレブース両袖付き片開きフラッシュ戸	W(137x2+550=824) x H(ｶｷﾞ 20+ﾊﾝﾄﾞﾙ1,920+ｶﾞﾗｽ60=2,000)	2か所	便所		ﾗﾝﾄﾞﾘｰﾍﾞﾝｼﾞ、ｽﾃﾝﾚｽ製笠木(頭つなぎ)、 標準金物一式	



建具配置図 1/100



有限会社 元廣建築設計事務所
一級建築士事務所広島県登録 18(1) 第 0951 号

一級建築士登録 第 85366 号
元 廣 清 志

工事名：

令和7年度 スポーツ施設整備事業
安宿区民プール解体工事

図面名：

建物展開図・天井伏図・建具表

縮尺：

1/50, 100
A2版：100%
A3版：71%

査図：

部長：

課長：

主任：

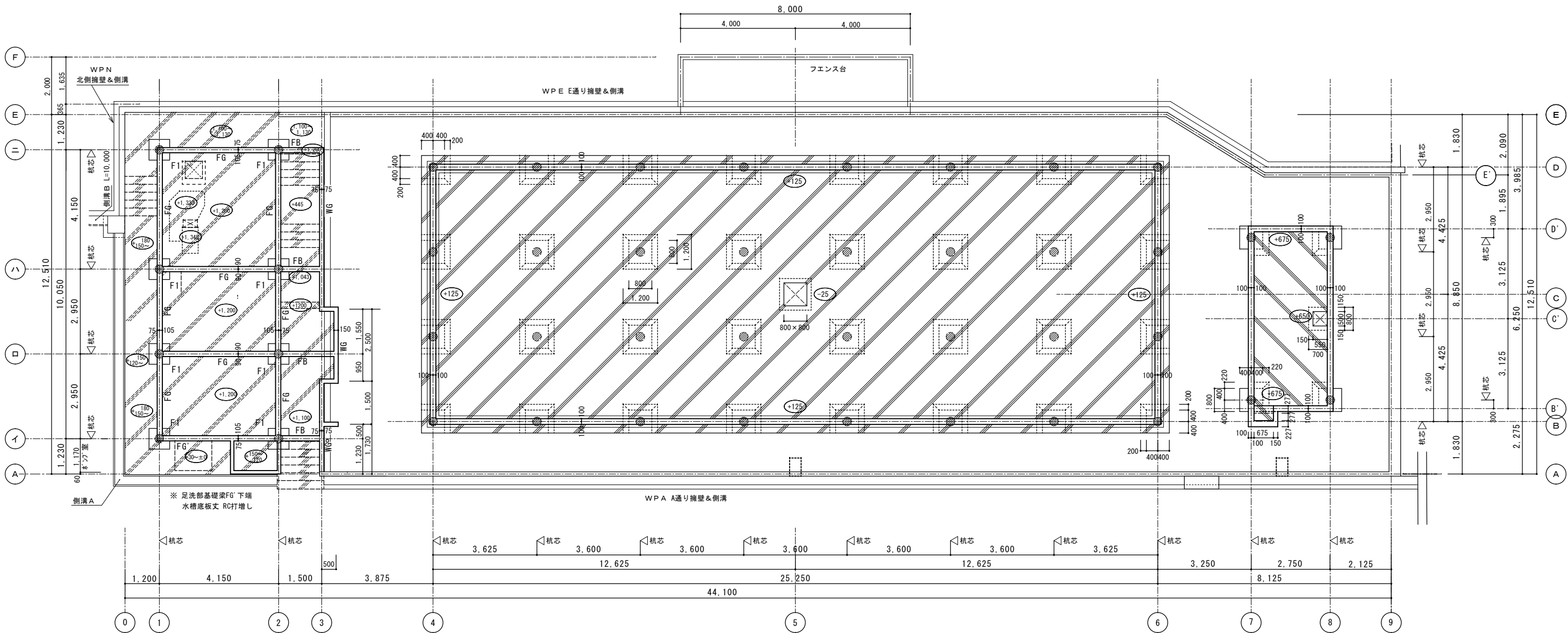
担当：

日付：

R7年

図番：

A - 13



基礎伏図 S=1/100

- 凡例
- 000 ... G.L.基準コンクリート天
 - ▨ ... プール底板スラブ
 - ▨ ... 土間コンクリート (配筋: D10@200シングルクロス)
 - ... 既製コンクリート杭 (PHC-300φ, L=11m) 位置

- 構造特記
- 杭 ... PHC杭 300φ L=11m 総数44本 (セメントミルク工法)
* 設計耐力: 18t/本
 - 組積用コンクリートブロック
... 耐力壁: C種150厚
* 補強筋: D10 縦@800以下、横@600以下
* 壁交叉部の補強筋はD13とする。



有限会社 元廣建築設計事務所
一級建築士事務所 広島県登録 18(1) 第 0951 号

一級建築士登録 第 85366 号
元 廣 清 志

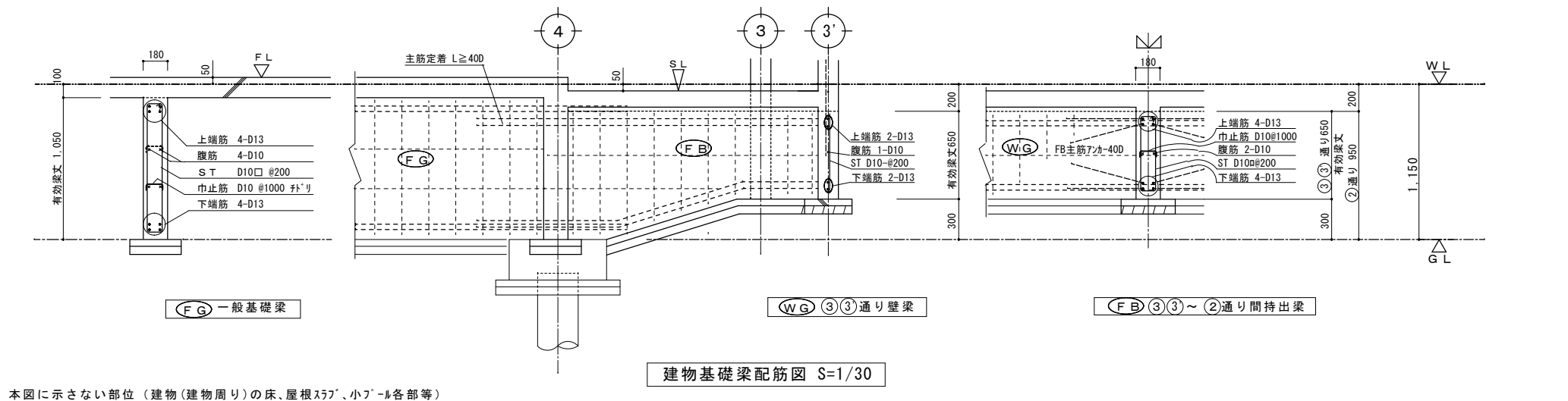
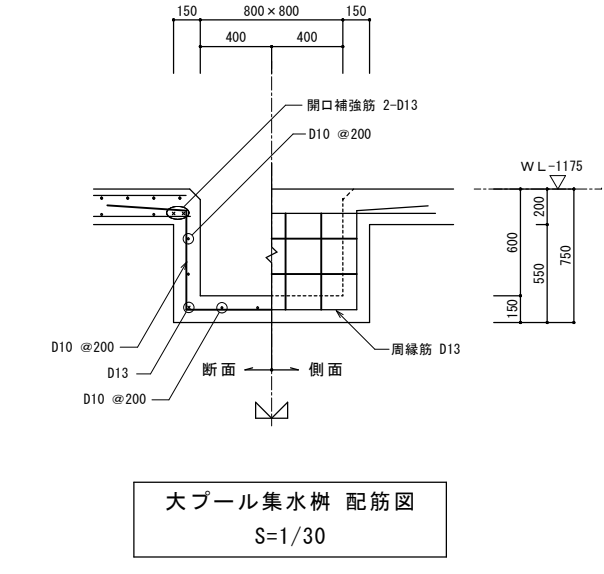
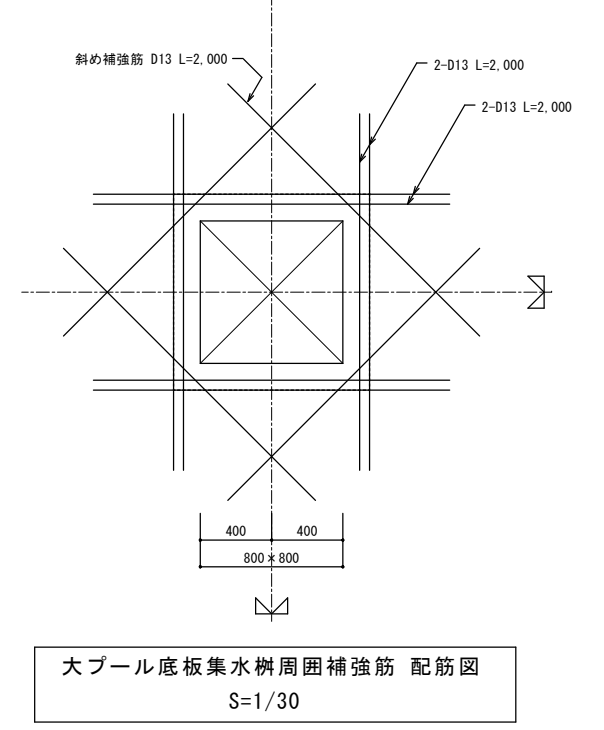
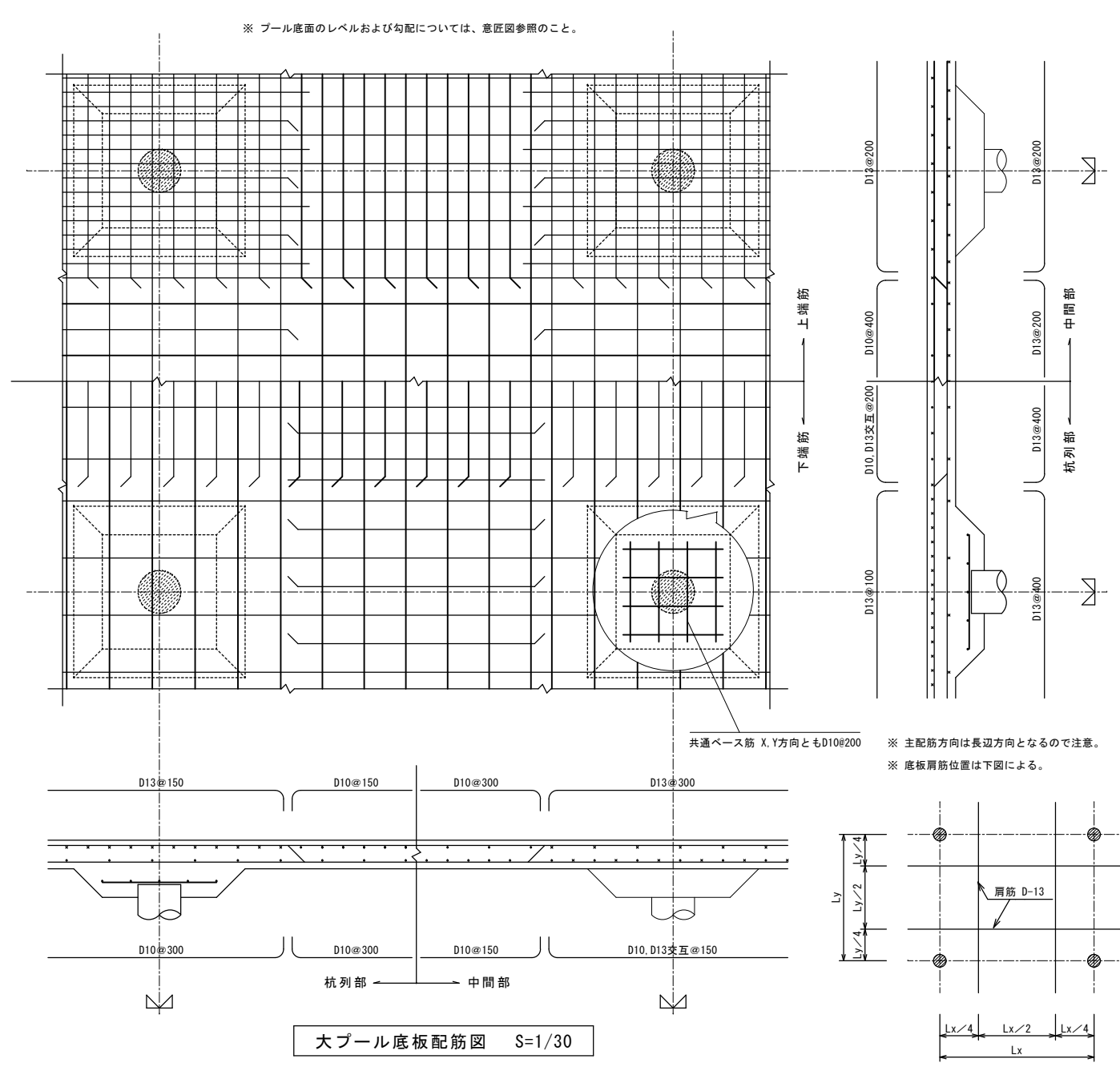
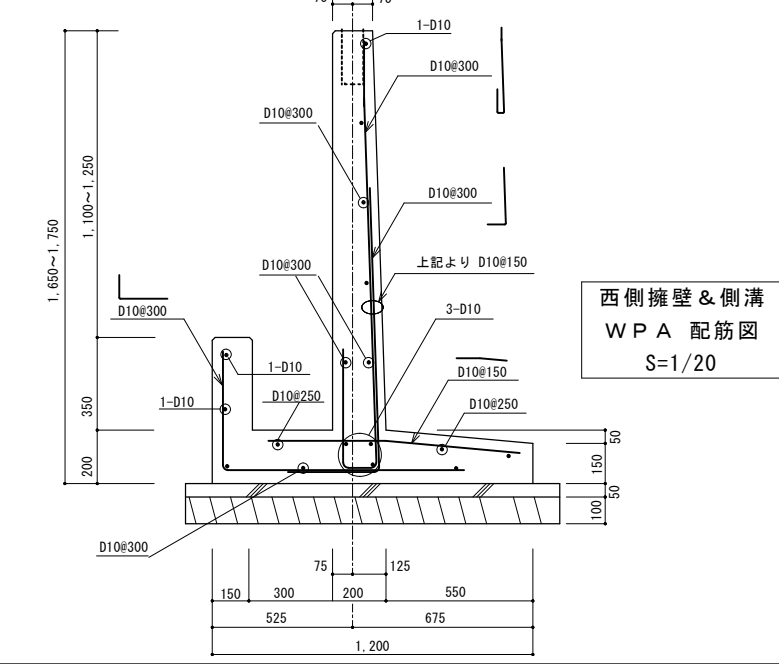
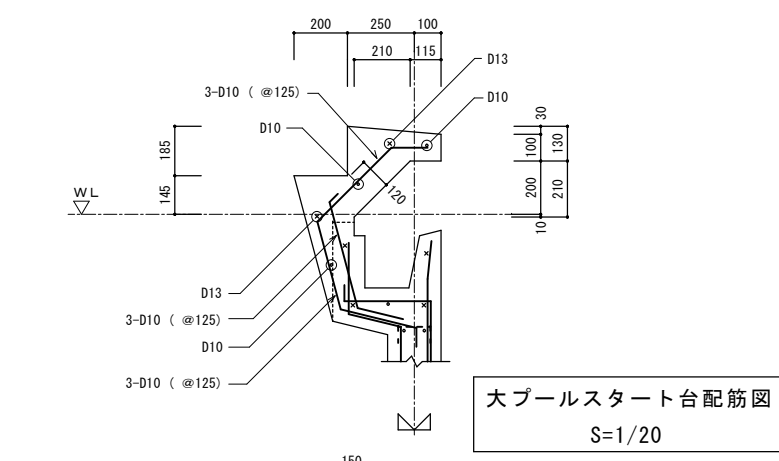
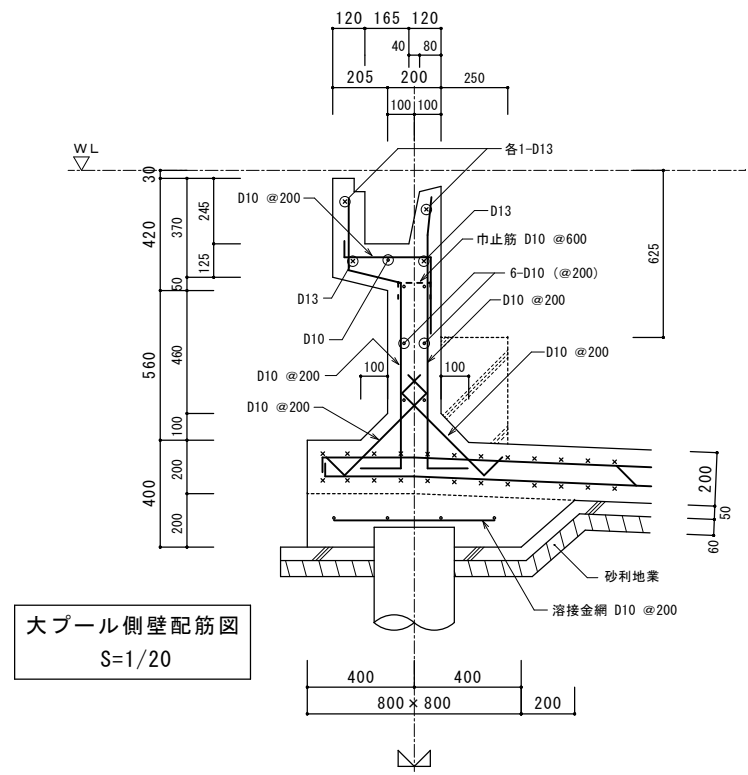
工事名: 令和7年度 スポーツ施設整備事業
安宿区民プール解体工事

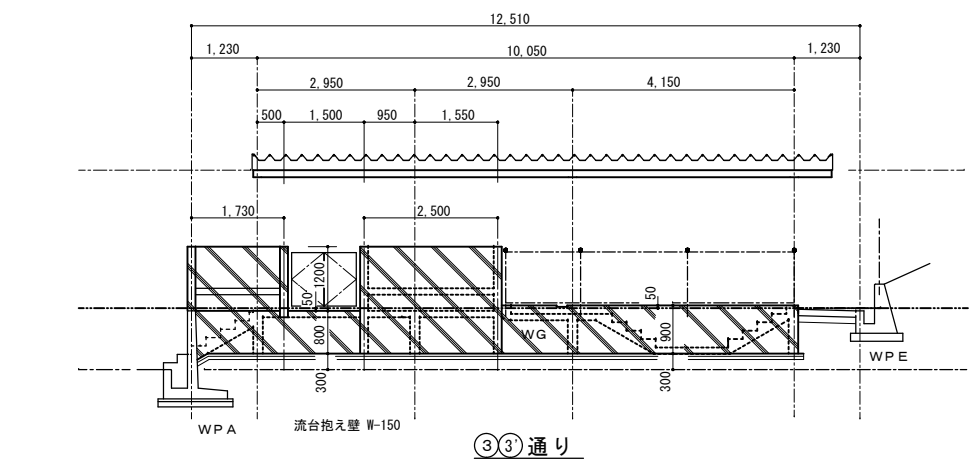
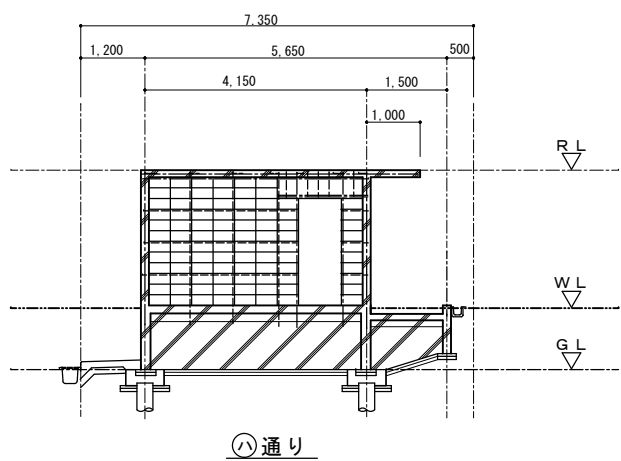
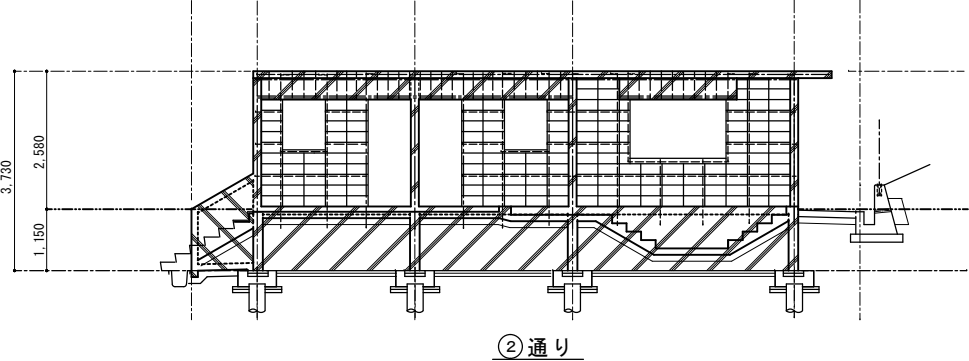
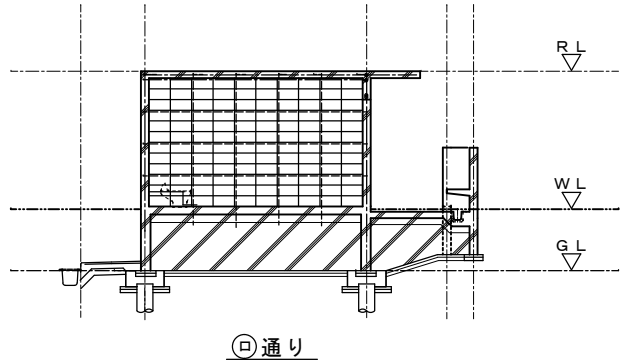
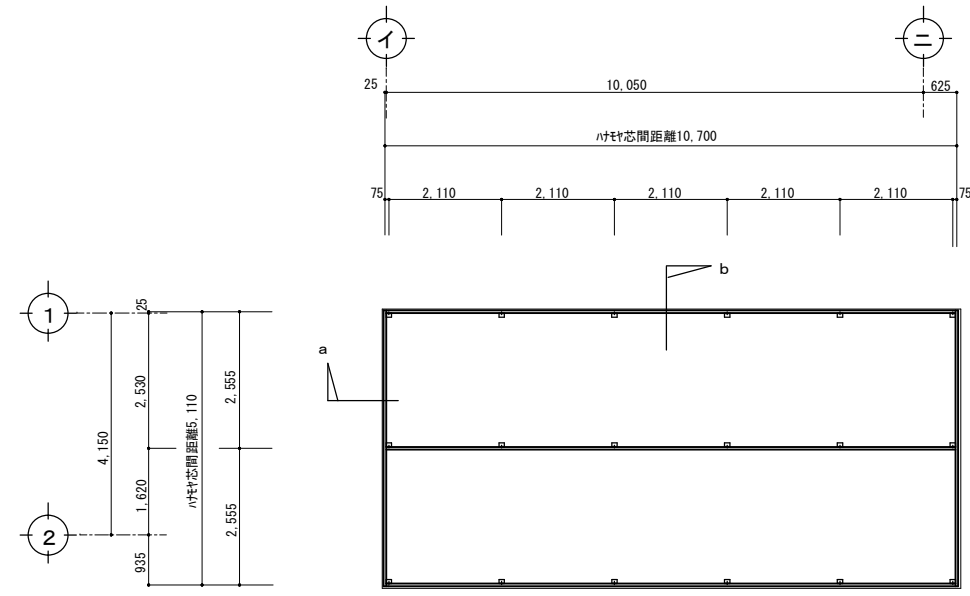
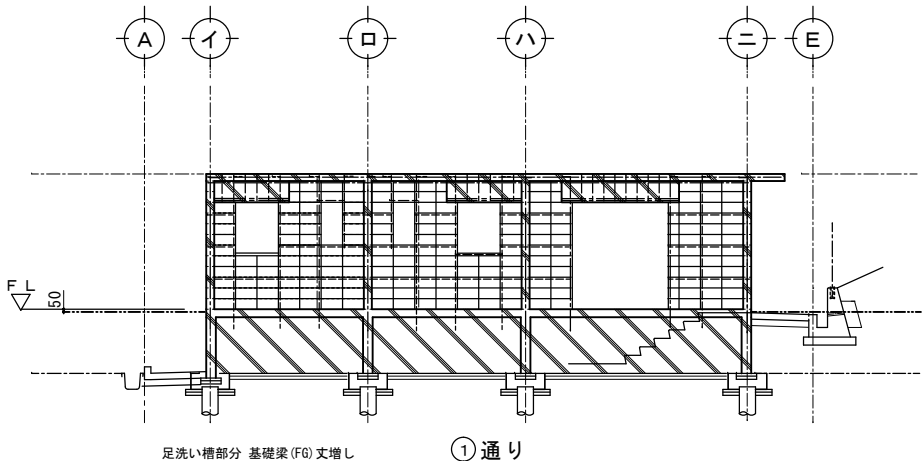
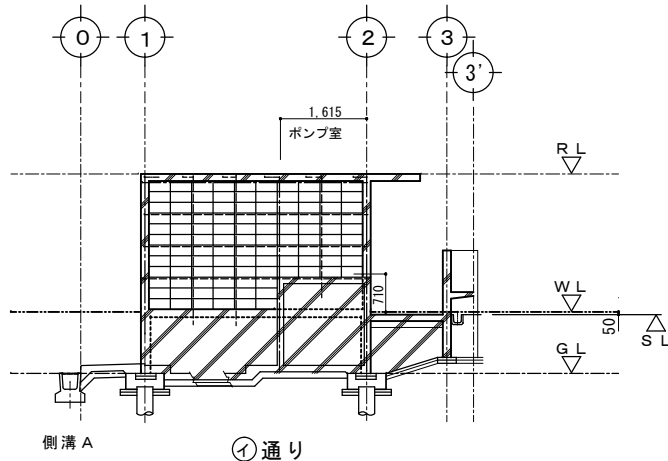
図面名: 基礎伏図

縮尺: 1/100
A2版: 100%
A3版: 71%

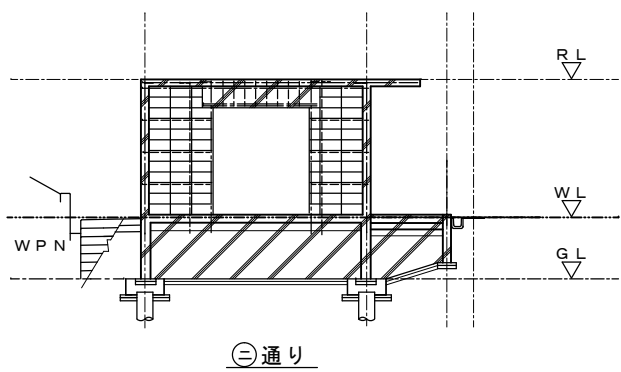
査図: 部長: 課長: 主任: 担当:

日付: R7年
図番: A - 14

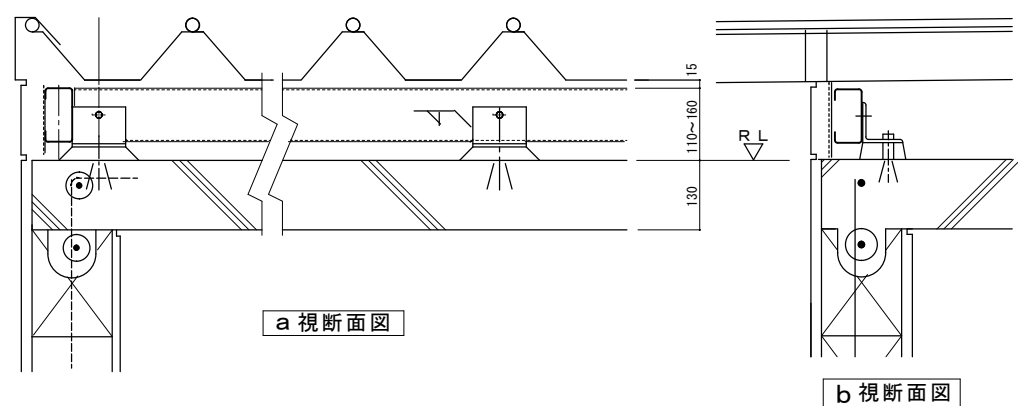




壁ﾌﾞﾛｯｸ割図、基礎梁軸組図 S=1/100



構造註
壁配筋 横筋～壁頂部 1-D13、一般部 D10@600標準、開口端 1-D10
縦筋～壁交差部 隅角部 入口開口端等 1-D13、一般部D-10 標準@800 (600,400)
まぐさ配筋 上端筋～1-D13(壁頂横筋とJOINT、天井ｽﾗﾌﾞ内壁頂筋ともに2-D13とする)
下端筋～2-D13 なお 上下端筋は それぞれ上下位平行配筋とする
肋筋～D10@200を標準とする
材料品質 コンクリート～レﾍﾞﾙｲﾐｸｽ普通コンクリート FC=210k g / c m2、捨てコンクリートは同160
空洞コンクリートﾌﾞﾛｯｸ～C種 150×190×390、基本形及び横筋用
鉄筋～SD295A相当品



小屋組断面詳細図 S=1/10



有限会社 元廣建築設計事務所
一級建築士事務所広島県登録 18(1) 第 0951 号
一級建築士登録 第 85366 号
元 廣 清 志

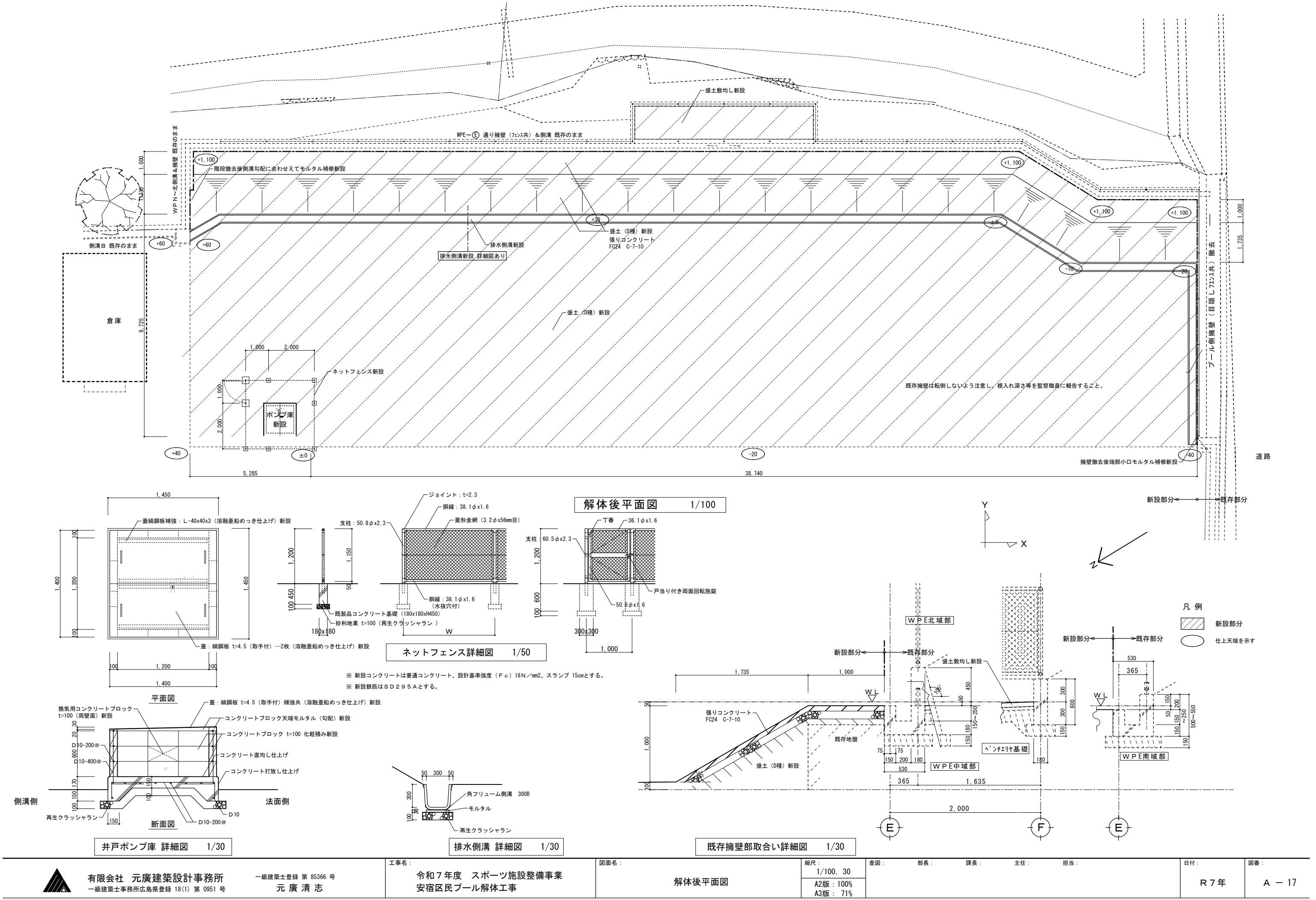
工事名： 令和7年度 スポーツ施設整備事業
安宿区民プール解体工事

図面名： 建物ブロック割・軸組図、小屋組伏図・詳細図

縮尺： 1/100, 10
A2版：100%
A3版：71%

査図： 部長： 課長： 主任： 担当：

日付： R7年
図番： A - 16



特記事項

1. 仮設工事においては現場状況を確認のうえ計画を行うこと。
2. 工事関係者と近隣住民、安宿地域センター利用者及び関係者との動線交差に十分注意し、安全対策等を行い施工すること。
3. 解体機械、解体材の搬出入等により路面を汚さないようタイヤの洗浄を行うこと。
4. 工事用車両出入口の安全確認及び道路内作業中には適宜、交通誘導警備員を配置する。
5. 粉塵対策としての散水や、工事用車両のタイヤ洗い等に伴う排水を隣接地に流出させないこと。
6. 足場等設置時に地盤に単管を打ち込む時は既設配管を破損させないように十分注意すること。

凡 例

解体建物等を示す

単管足場+防音シート

仮囲い 鋼板 H=2.0m（指定仮設）

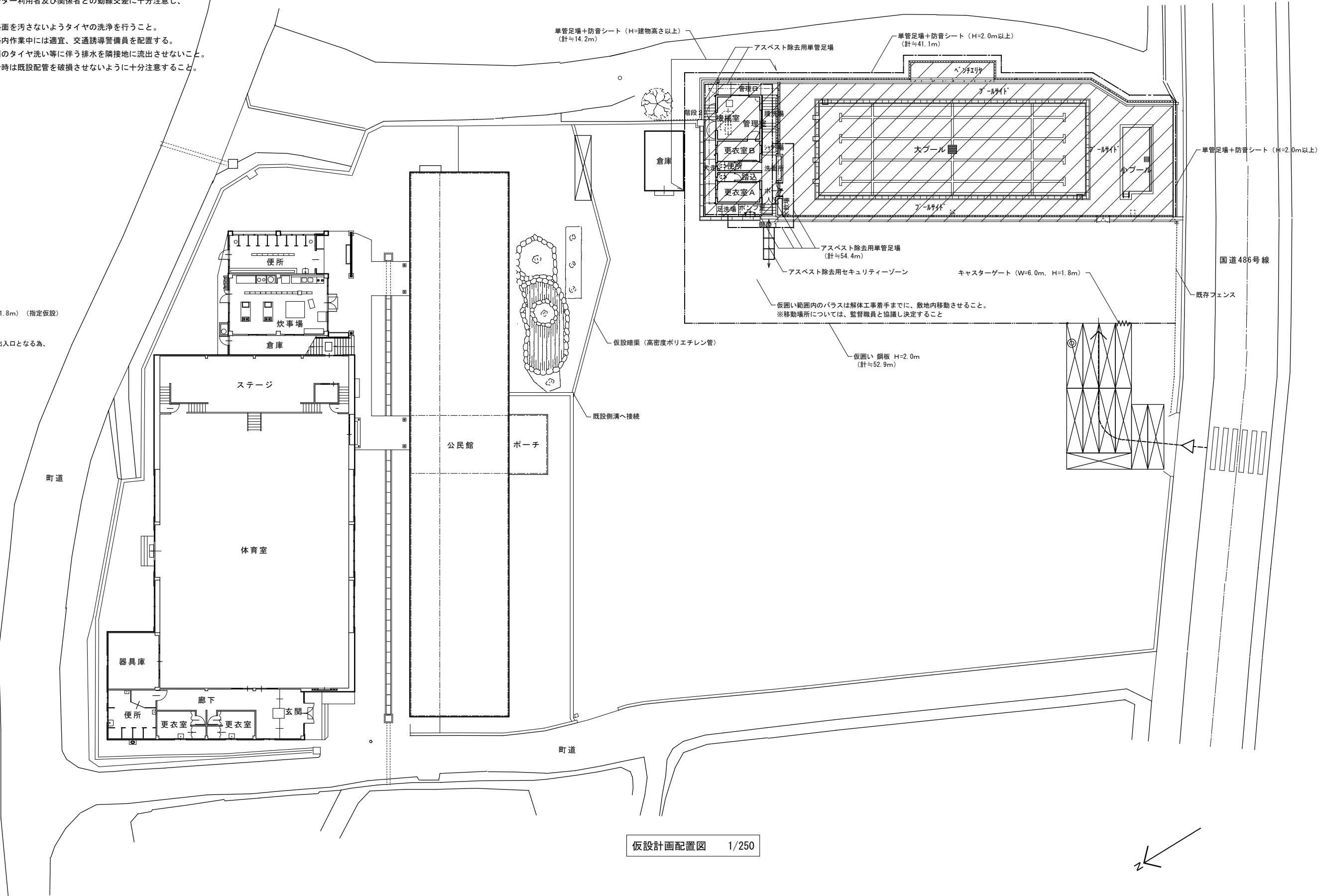
片開きキャスターゲート（W=6.0m、H=1.8m）（指定仮設）

工事車両出入口
（安宿地域センターの関係者及び利用者の出入口となる為、安全等十分注意すること）

車両通行ルート

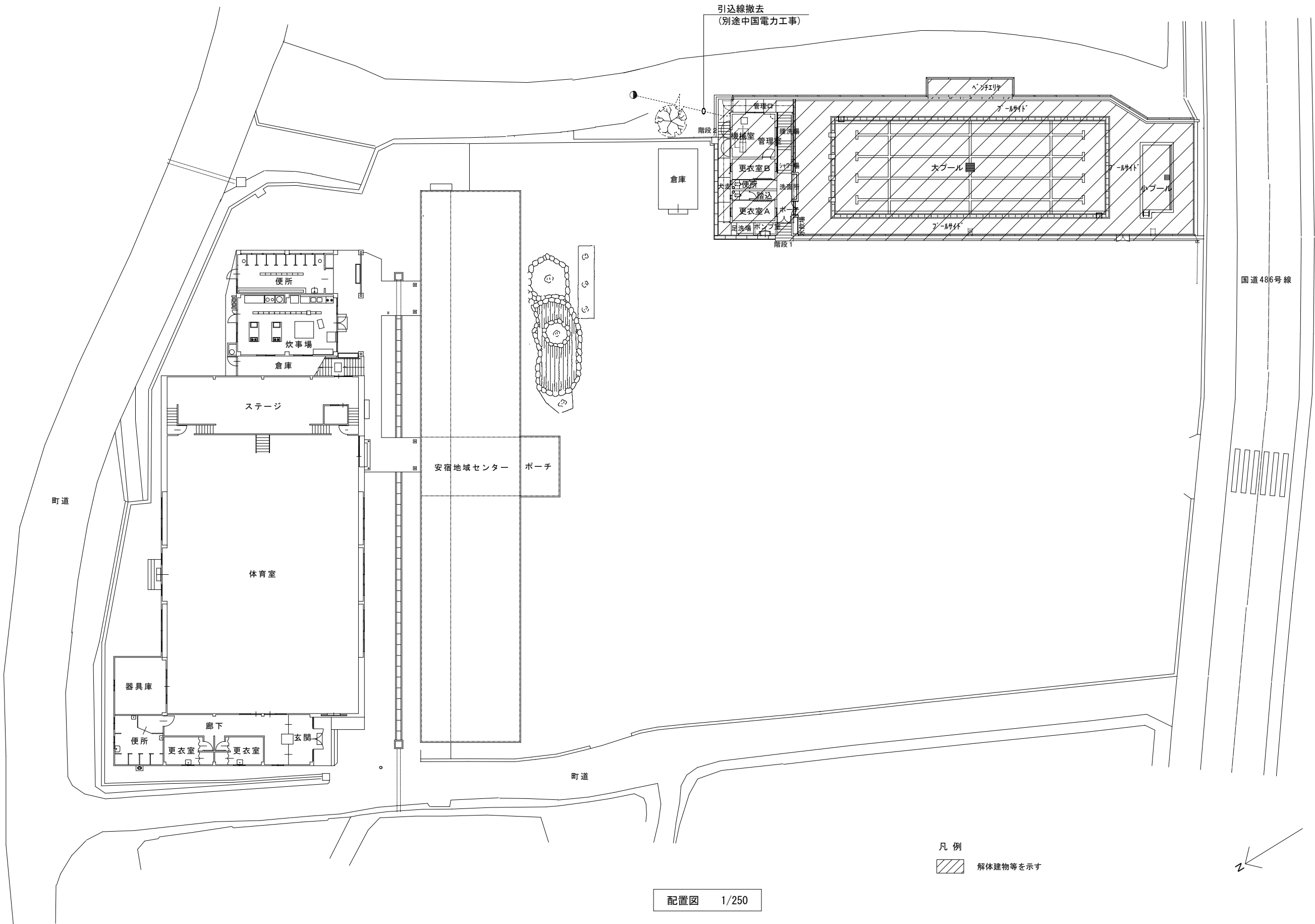
交通誘導警備員

敷き鉄板 1524×6096 t22（指定仮設）



仮設計画配置図 1/250





有限会社 元廣建築設計事務所
一級建築士事務所 広島県登録 18(1) 第 0951 号

一級建築士登録 第 85366 号
元 廣 清 志

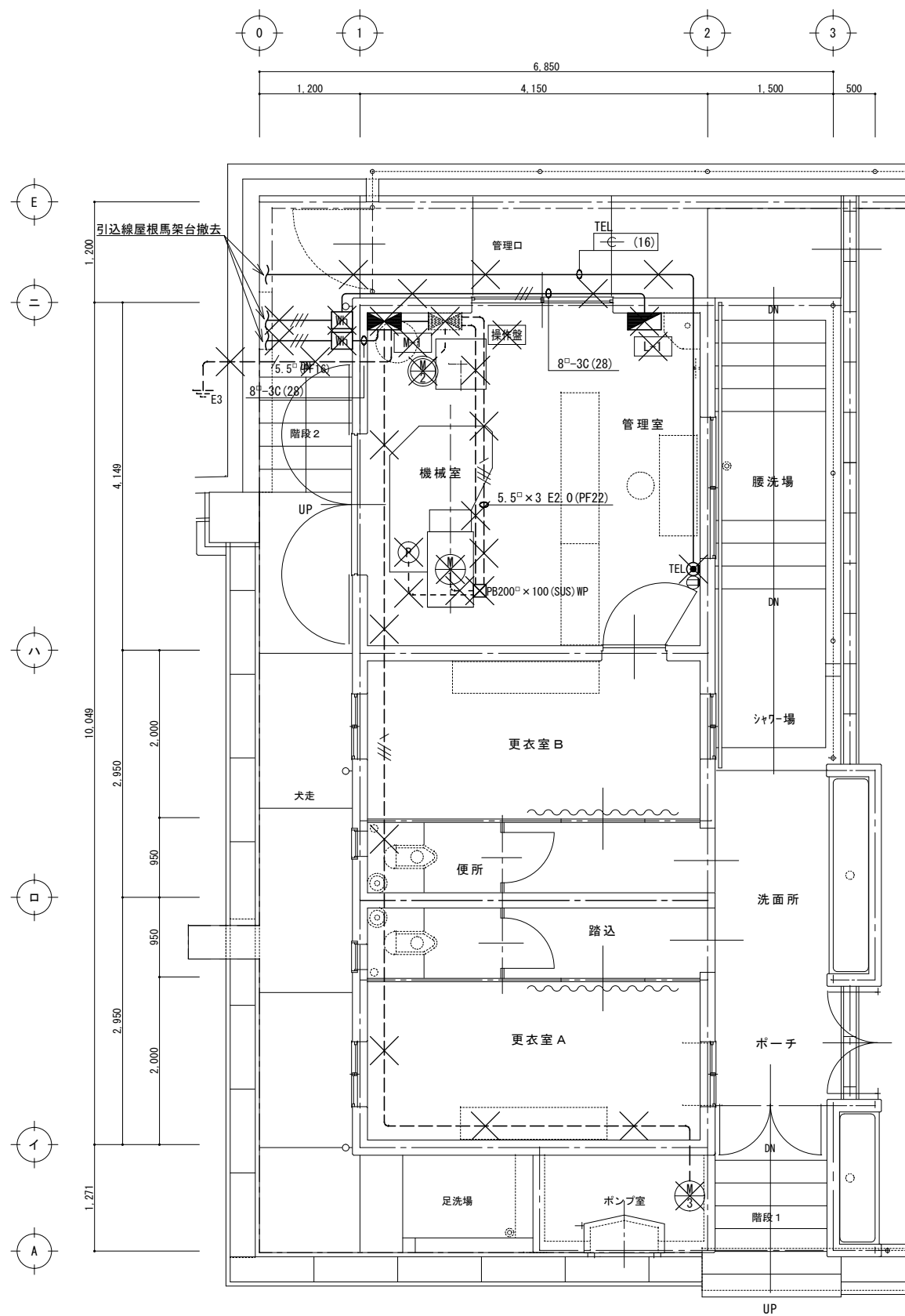
工事名 : 令和 7 年度 スポーツ施設整備事業
安宿区民プール解体工事

図面名 : 電気設備 配置図

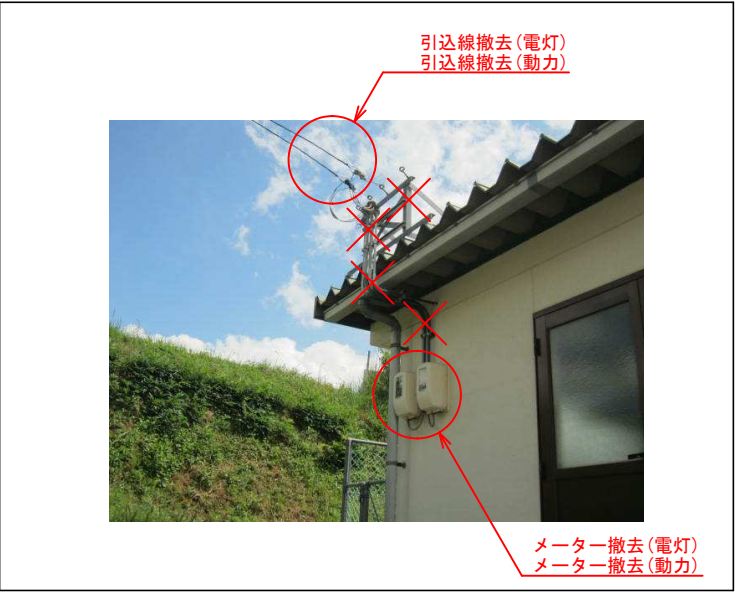
縮尺 : 1/250
A2版 : 100%
A3版 : 71%

査図 : 部長 : 課長 : 主任 : 担当 :

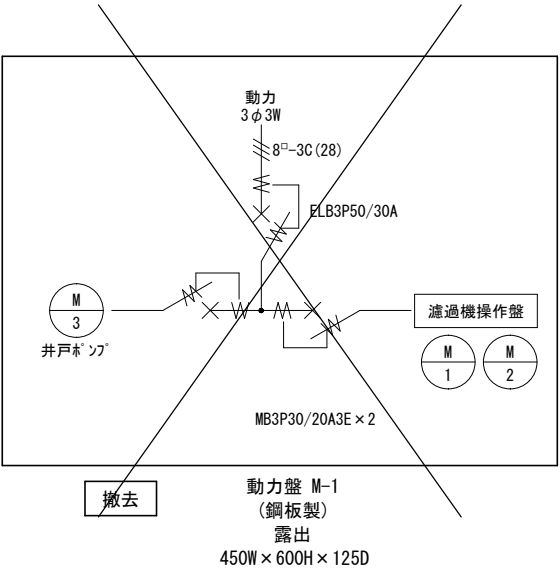
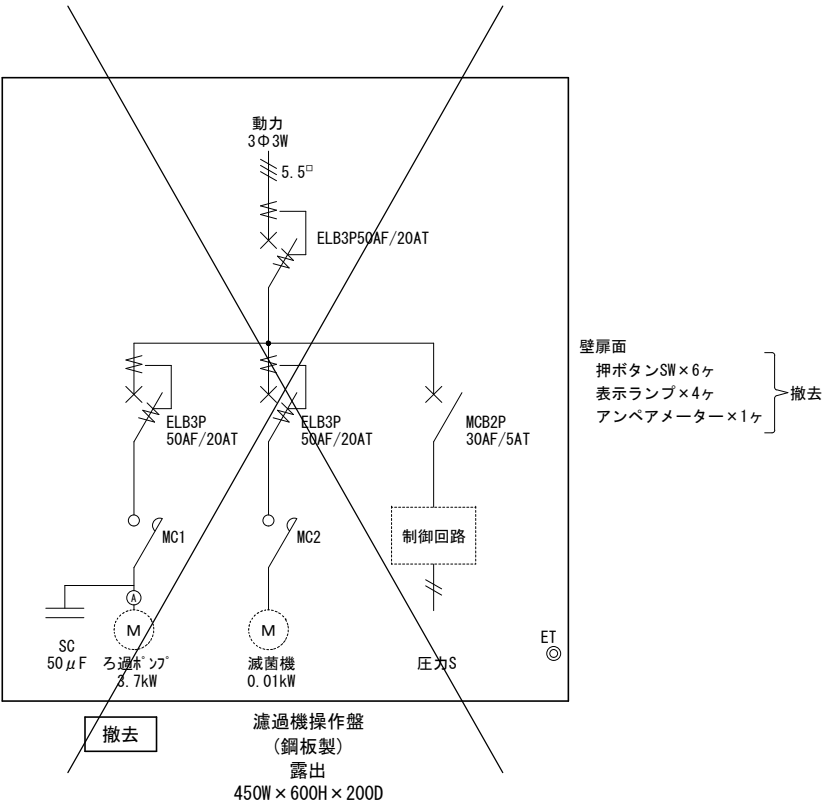
日付 : R 7 年 図番 : E - 1



M1	濾過機	3.7 kW	5.5 [□] -3C	E2.0	(HIVE22)
M2	滅菌機	0.01kW	2.0-3C	E2.0	(HIVE22)
M3	揚水P	0.75kW	2.0-3C	E2.0	(HIVE22)
P	圧力S		1.6-2C		(HIVE16)



※引込線及びメーターの撤去は
別途中国電力工事



- × → 既設撤去(盤, 照明器具, 配線器具)
- ・ 露出配管配線は撤去



有限会社 元廣建築設計事務所
一級建築士事務所 広島県登録 18(1) 第 0951 号

一級建築士登録 第 85366 号
元廣 清 志

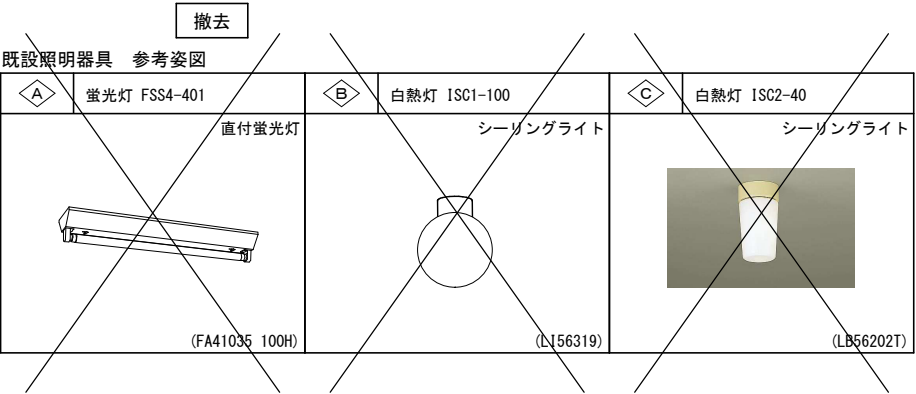
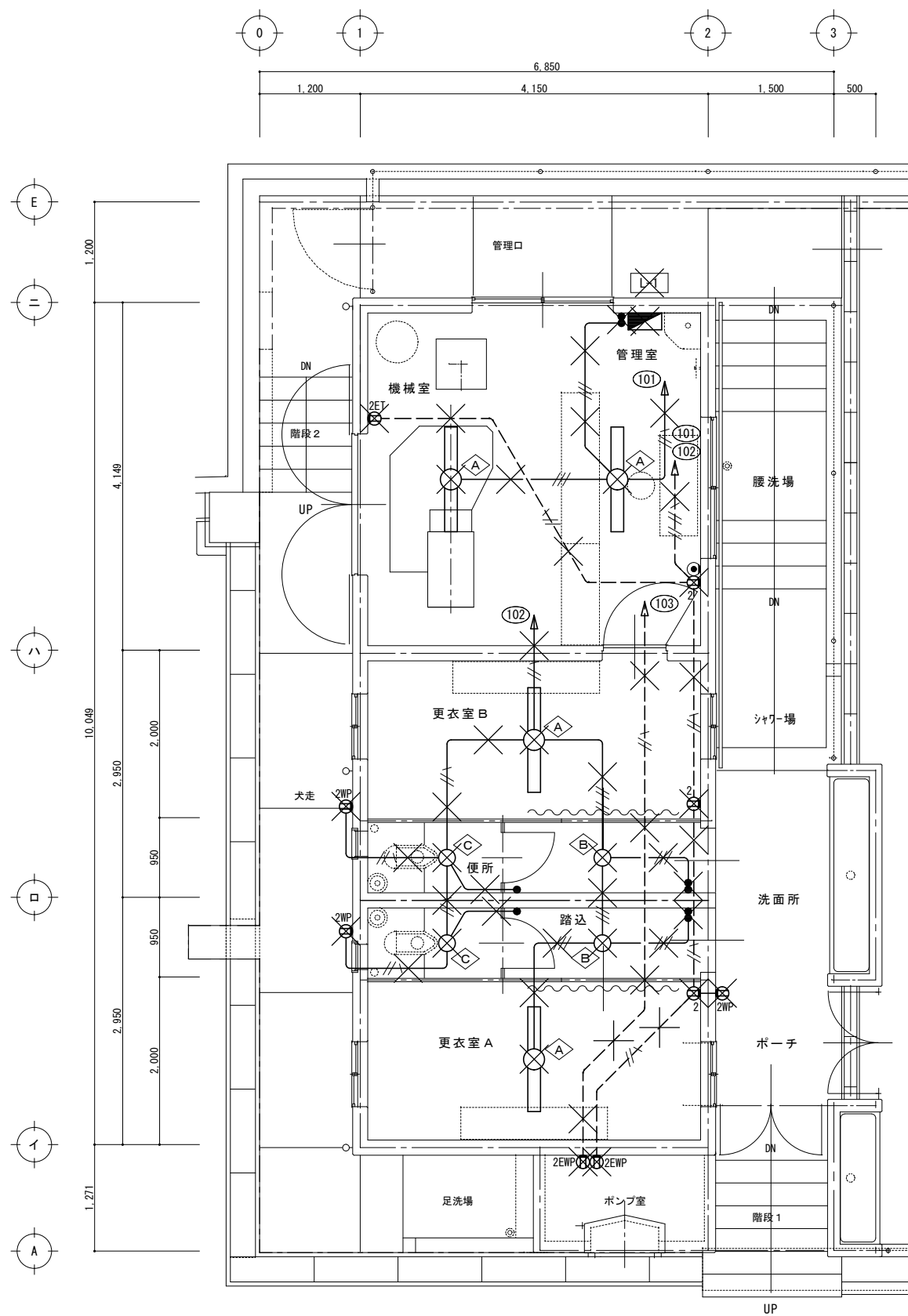
工事名 : 令和7年度 スポーツ施設整備事業
安宿区民プール解体工事

図面名 : 幹線・動力・弱電設備平面図(撤去図)

縮尺 : 1/50
A2版 : 100%
A3版 : 71%

査図 : 部長 : 課長 : 主任 : 担当 :

日付 : R7年 E - 2

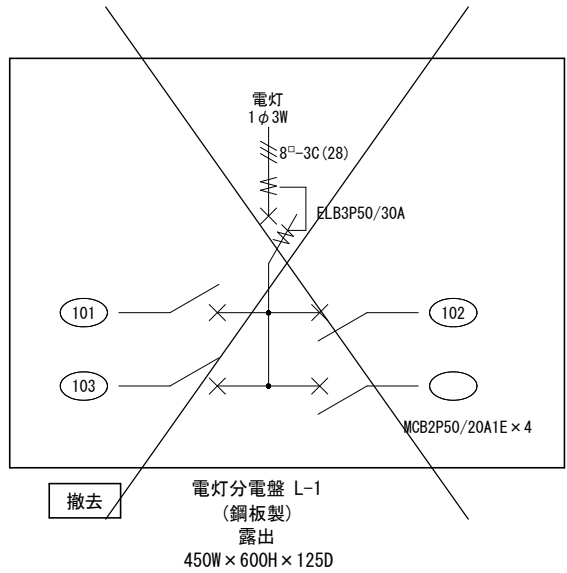


凡例 撤去

	電灯分電盤	露出型
	直付蛍光灯 (V型) FL40W×1	姿図
	シーリングライト	姿図
	埋込スイッチ 1P15A×1	新金プレート
	埋込スイッチ 1P15A×2	新金プレート
	埋込コンセント 2P15A×2	新金プレート
	埋込コンセント 2P15A×2 接地端子付	新金プレート
	防水コンセント 2P15A×2	
	防水コンセント 2P15A×2 接地極付	

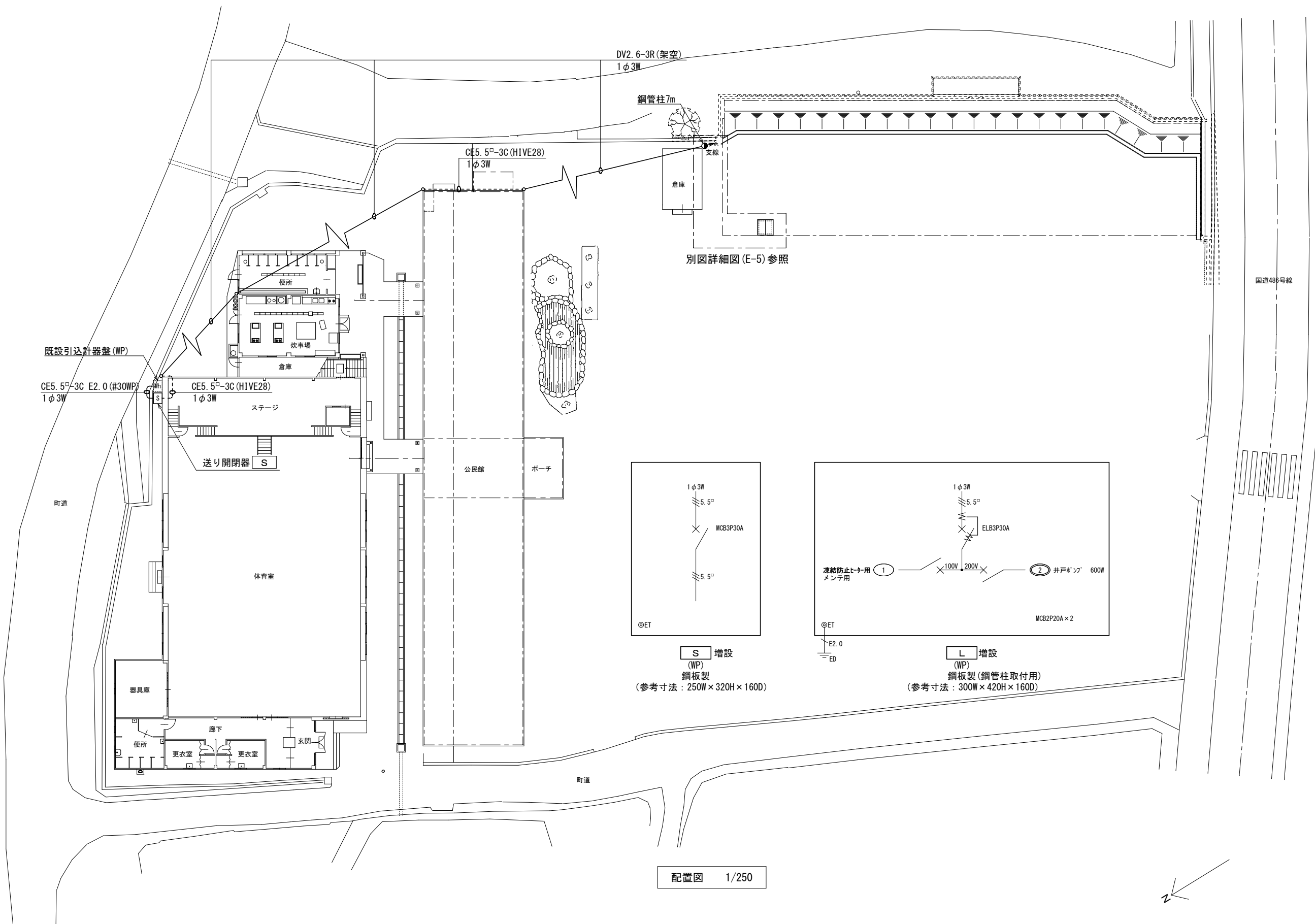
配線凡例

	1.6×2	(PF16)
	1.6×3	(PF16)
	1.6×4	(PF16)
	1.6×5	(PF16)
	2.0×2 E1.6	(PF16)
	2.0×3 E1.6	(PF16)
	2.0×4 E1.6	(PF22)
	2.0×2	(PF16)
	地中配線	

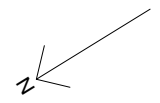


- 既設撤去(盤, 照明器具, 配線器具)
- ・露出配管配線は撤去





配置図 1/250



有限会社 元廣建築設計事務所
一級建築士事務所 広島県登録 18(1) 第 0951 号

一級建築士登録 第 85366 号
元 廣 清 志

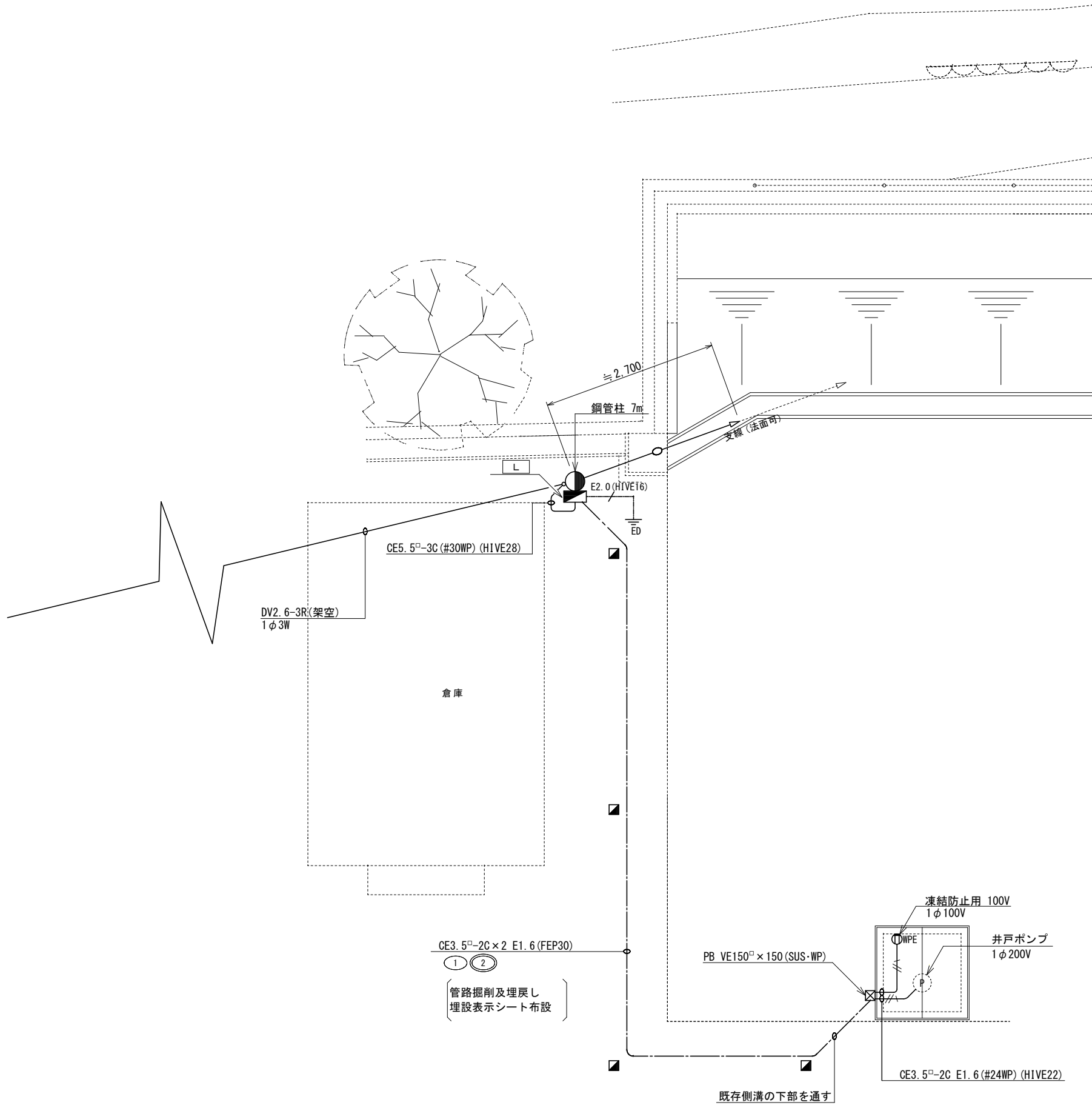
工事名 : 令和 7 年度 スポーツ施設整備事業
安宿区民プール解体工事

図面名 : 井戸ポンプ電源改修配置図

縮尺 : 1/250
A2版 : 100%
A3版 : 71%

査図 : 部長 : 課長 : 主任 : 担当 :

日付 : R 7 年 E - 4



詳細図 S=1/50

■ 地中埋設標



有限会社 元廣建築設計事務所
一級建築士事務所広島県登録 18(1) 第 0951 号

一級建築士登録 第 85366 号
元 廣 清 志

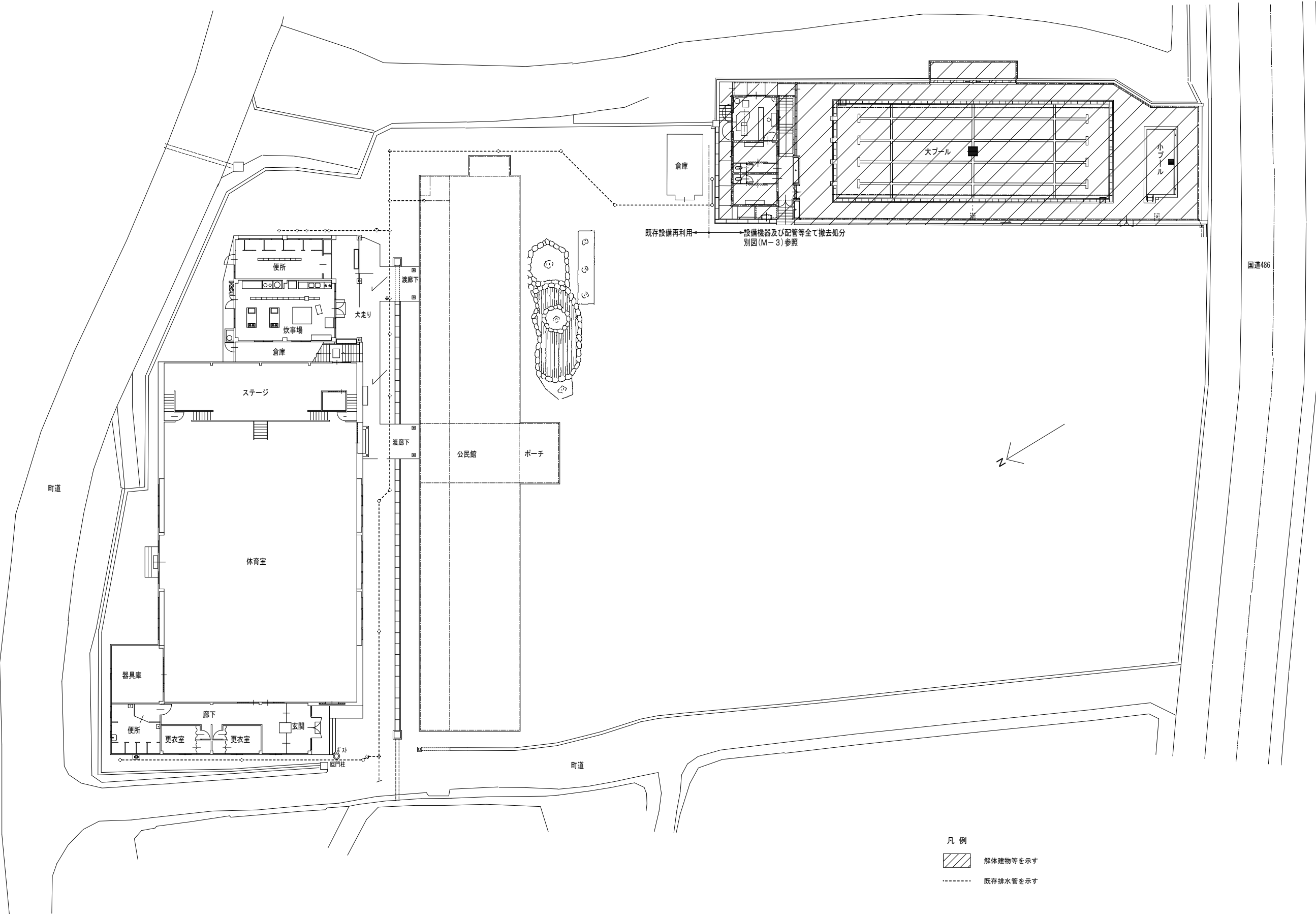
工事名 :
令和 7 年度 スポーツ施設整備事業
安宿区民プール解体工事

図面名 :
井戸ポンプ電源改修詳細図

縮尺 :
1/50
A2版 : 100%
A3版 : 71%

査図 : 部長 : 課長 : 主任 : 担当 :

日付 :
R 7 年
図番 :
E - 5



有限会社 元廣建築設計事務所
一級建築士事務所広島県登録 18(1) 第 0951 号

一級建築士登録 第 85366 号
元 廣 清 志

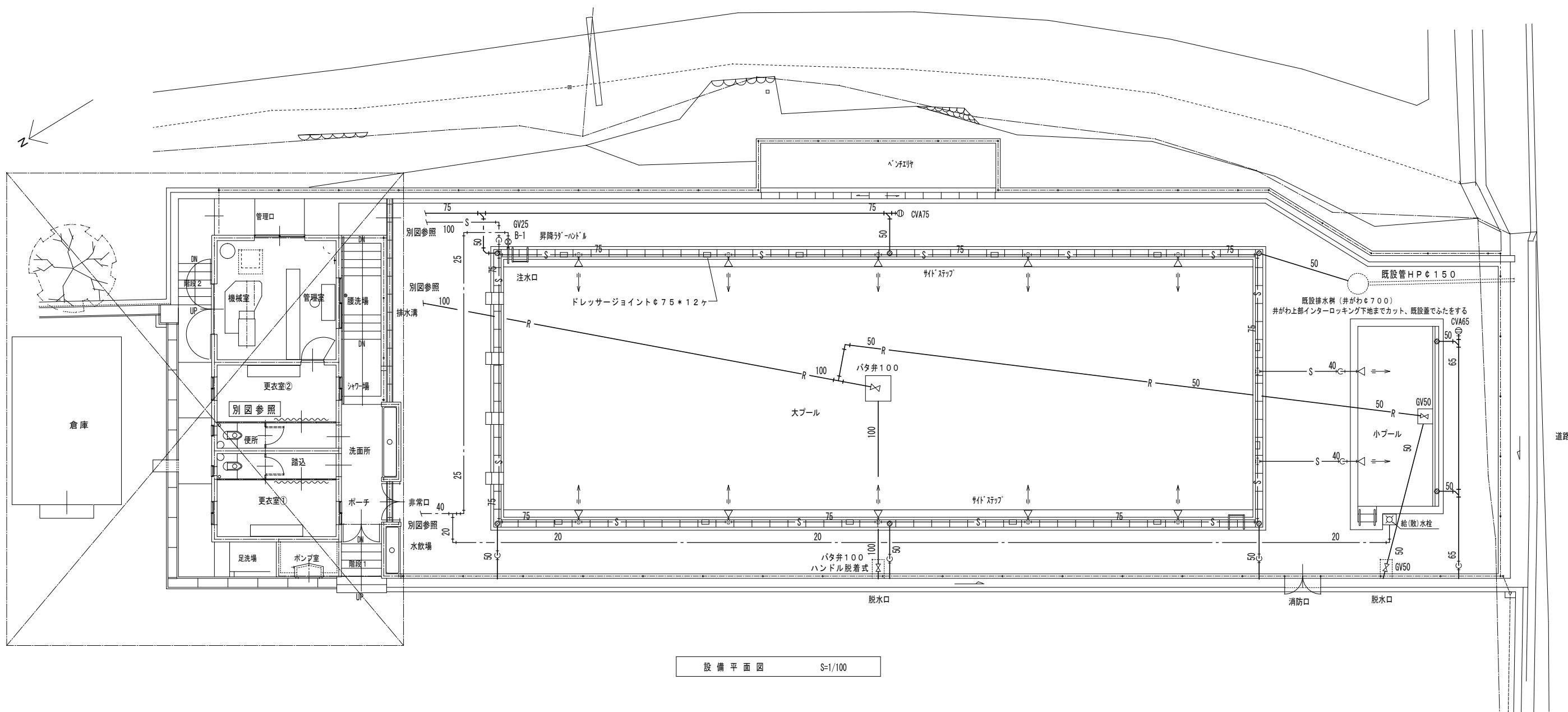
工事名：
令和7年度 スポーツ施設整備事業
安宿区民プール解体工事

図面名：
機械設備 配置図

縮尺：
1/250
A2版：100%
A3版：71%

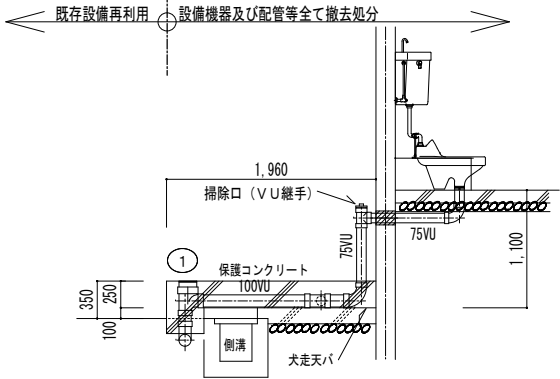
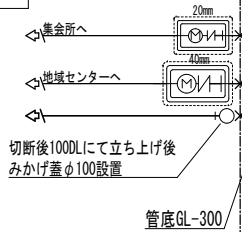
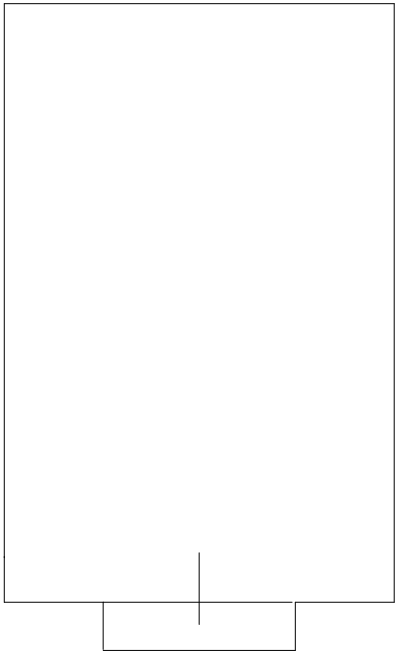
査図： 部長： 課長： 主任： 担当：

日付：
R 7 年
図番：
M - 1



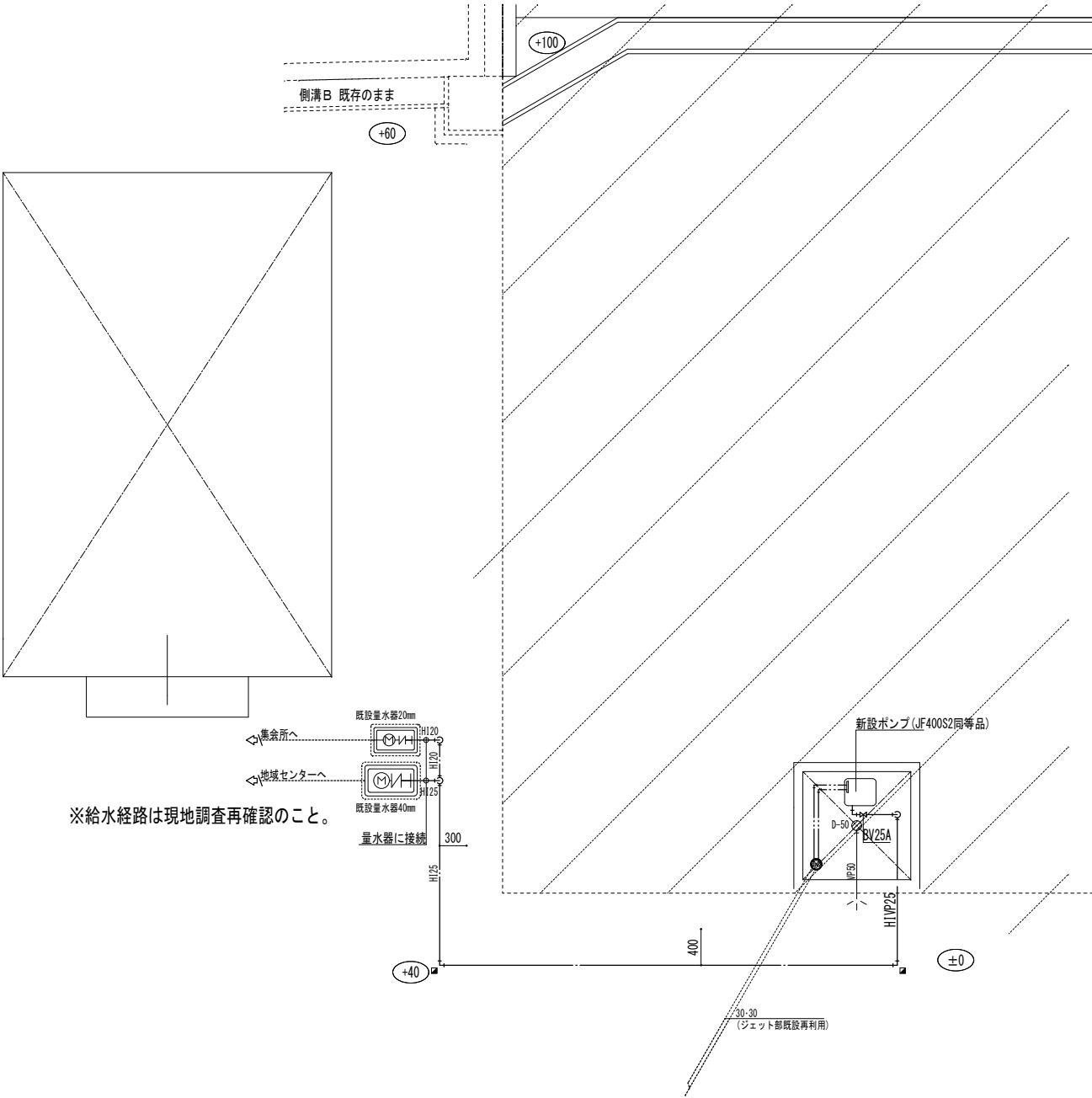
※プール本体給排水設備全て撤去処分

器 具 表		※機器類及び配管類全撤去処分	
品 名	仕 様	参考品番	数量
大 便 器	C750AV TS116R		2
手 洗 器	L8 T205 T4A T22S 化粧鏡 TS119ASR3 棚 S3		1
手 洗 器	L60N T20 TL60NS TS126R		2
洗 眼 水 栓	T248S-13		2
ホ ー ム 水 栓	T200S13		10
水 栓 柱	L=1, 200		1
タオルリング	TS115MK		3
排 水 共 栓	KSNAER-50		2
床 排 水 金 物	KT5A-50		2
床 上 掃 除 口	CVA-75		1
床 上 掃 除 口	CVA-65		2
給 水 口 ノ ズ ル	SUSKN-25		1
給 水 口 ノ ズ ル	SUSKN-40		2
給 水 口 ノ ズ ル	SUSKN-50		10
オーバーフロードレン	SRV-50 (小プール用)		2
オーバーフロードレン	SLF-50 (大プール・洗体槽用)		7
シャワーヘッド	TB18A		3
注 水 金 物	KY-30型・25A SUS304製磨き仕上げ 安全ゴムクッション付		1
散 水 栓	T27-13		1
同 上 B O X	SUS製 KSB-1 (床埋込用)		1
S U S 手 洗 台	W2380 D500 H165		1
S U S 手 洗 台	W1610 D500 H165		1
井 戸 ポ ン プ	川本 JF400T(深井戸仕様) 三相200V		1
濾 過 器	40m³/H A1フィルター PA40-204型 制御盤付 (ミウラ化学装置)		2
	濾過能力 40m³/H 三相 200v 3.7kw 4P		1
	薬液注入ポンプ、薬液タンク (100L) 残留塩素測定器共		



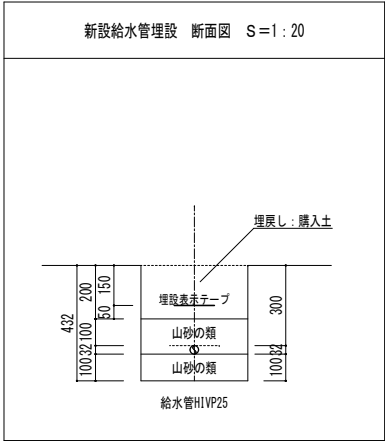
設備平面図 1/50



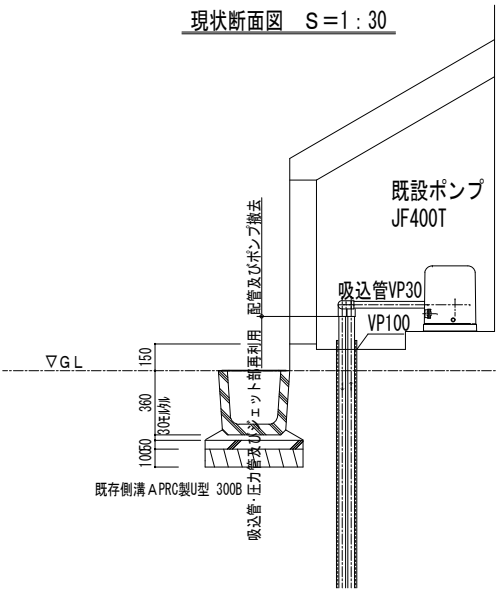
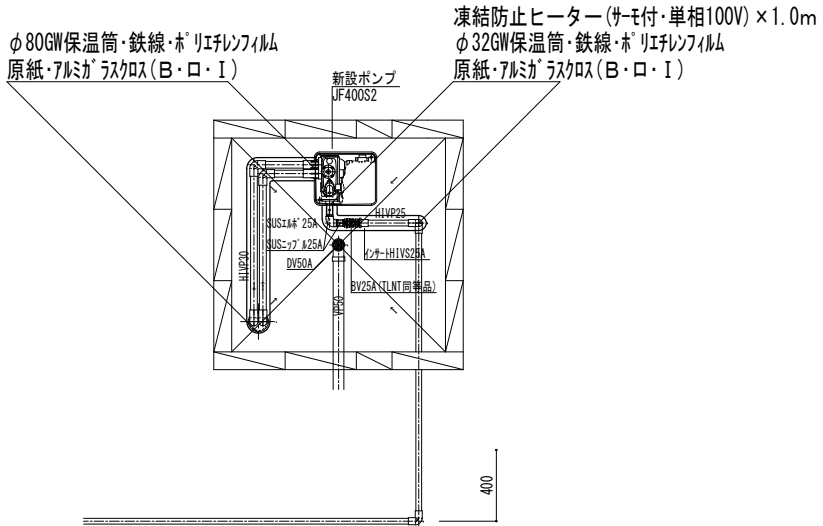


平面配置図 S=1 : 50

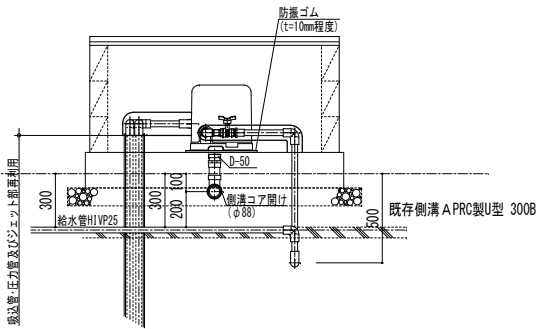
- 凡 例
- コンクリート製標準杭 60x60x300 ストレート



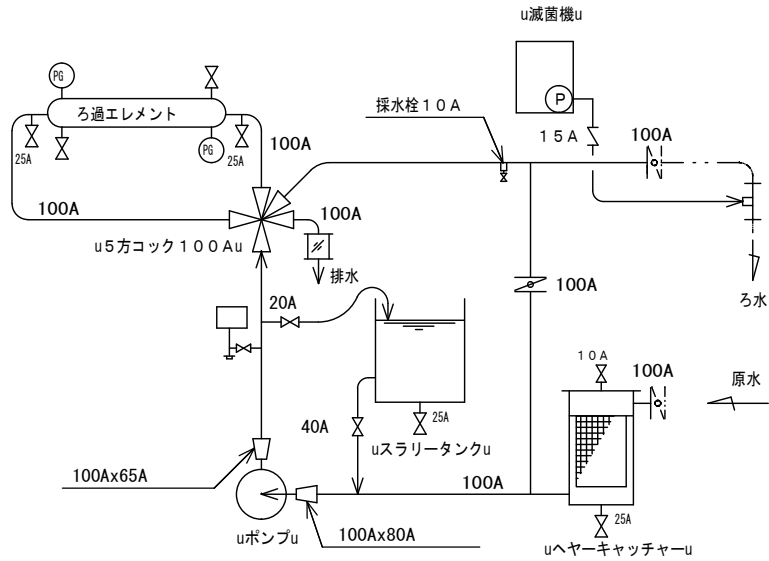
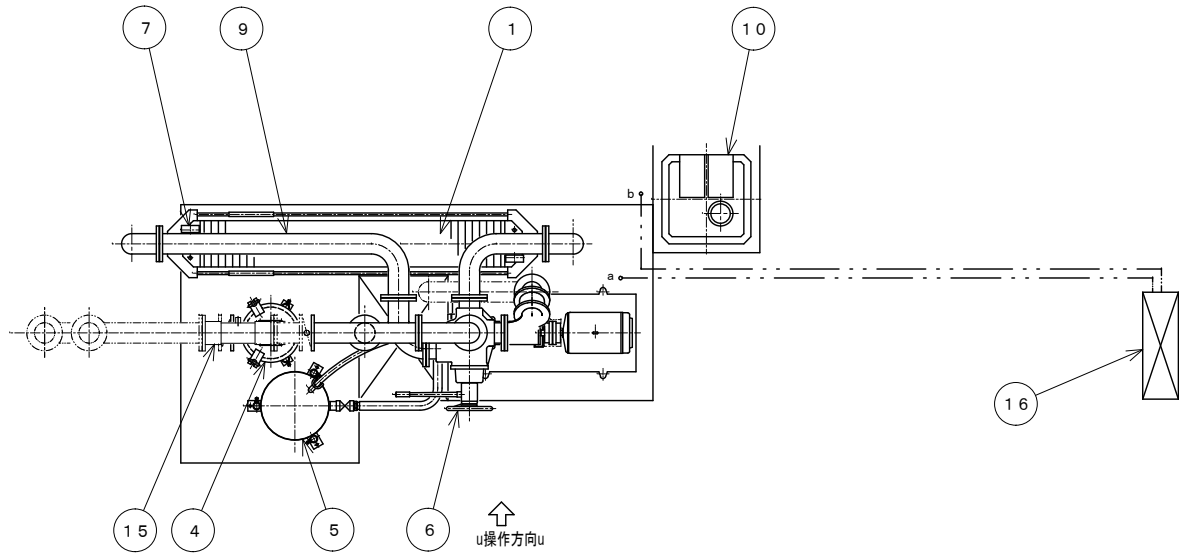
新設平面図 S=1 : 30



新設断面図 S=1 : 30

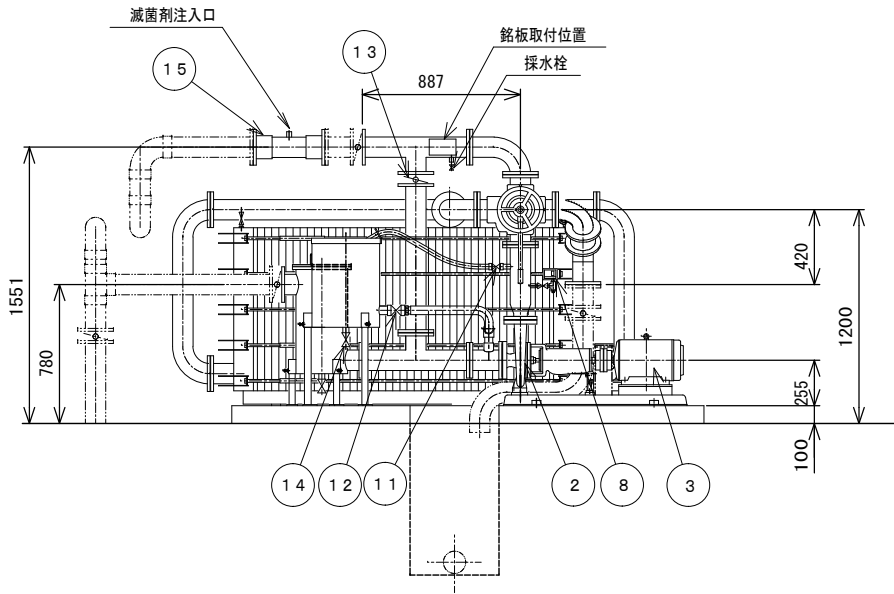


ポンプ廻り詳細図 S=1 : 30



型 式	PA60-206
能 力	60 m ³ /h

二次側結線仕様			
a. ろ過ポンプ	CV 5.5	□-4℃(36)	
b. 塩素滅菌機	CV 2	□-4℃(22)	



品番	名 称	仕 様	数 量
1	ろ過エレメント	枠: PP 46枚組, ヘッダー: ステンレス, ろ布: テトロン 45枚組 自動エア-抜付	1 組
2	ろ過ポンプ	西島 CER 80-200 60Hz FCベース式 80φ×65φ×1000L/min×19m	1 台
3	モーター	全閉外扇形 5.5 ^{kW} ×200 ^V 4P 60Hz (屋外対応形)	1 台
4	ヘアーキャッチャー	C290×600 ^H SS/溶融亜鉛メッキ	1 台
5	スラリータンク	C380×500 ^H SS/溶融亜鉛メッキ	1 台
6	5方コック	手動5方コック 100A BC	1 個
7	圧力計	ブルドン管式 10A×φ100 C3604BD/ABS樹脂, メートルコック付	2 個
8	圧カスイッチ	SNS型 口径 10A	1 個
9	機内配管	100A SGP/溶融亜鉛メッキ (JIS5KF)	1式
10	薬注ユニット	ダイヤフラム式定量注入ポンプ10W 100~240 ^V 1φ 50Hz/60Hz (薬液タンク100L PE ポンプ下置型)	1 式
11	給水コック	20A ボール弁 材質 C3771BE ネジ込	1 個
12	スラリー供給弁	40A 2方コック 材質 BC ネジ込	1 個
13	循環バルブ	100A バタフライ弁 材質 ADC/EPDM , 弁体SCS14	1 個
14	ドレンバルブ	25A 2方コック 材質BC ネジ込み	4 個
15	薬注短管	100A PVC管 (JIS5KF)	1個
16	操作盤	屋内壁掛型 動力盤	1 面



有限会社 元廣建築設計事務所
一級建築士事務所広島県登録 18 (1) 第 0951 号

一級建築士登録 第 85366 号
元 廣 清 志

工事名 :
令和7年度 スポーツ施設整備事業
安宿区民プール解体工事

図面名 :
ろ過機撤去図

縮尺 :
1/30
A2版 : 100%
A3版 : 71%

套図 : 部長 : 課長 : 主任 : 担当 :

日付 :
R 7 年

図番 :
M - 5

参 考 数 量 書

工事名称：令和7年度 スポーツ施設整備事業
安宿区民プール解体工事

＜注意事項＞

- 1 本工事は、数量公開の対象工事です。
- 2 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。
数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。
- 3 この参考数量書の内容に疑義のある場合は、設計図書に対する質疑書とは別に、別添様式の「数量に関する参考質問応答書」を提出すること。なお、提出期間、閲覧期間及び提出・閲覧方法は、入札公告の質問書提出期間、回答書閲覧期間に掲げる期間及び提出・閲覧方法とする。

数量に関する参考質問応答書

番号	質 問 事 項	回 答
工事名称	令和 7 年度 スポーツ施設整備事業 安宿区民プール解体工事	
見積者名	印	
東広島市 都市交通部 営繕課		

工事名称	令和7年度 スポーツ施設整備事業
	安宿区民プール解体工事
工事場所	東広島市豊栄町安宿

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式		
電気設備工事	1	式		
機械設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

[illegible]

建築工事 種目別内訳

3

[illegible]

電気設備工事 種目別内訳

4

[illegible]

建築工事 科目別内訳

6

[illegible]

電氣設備工事 科目別内訳

7

[illegible]

建築工事 細目別内訳

12

ブール附属棟、ブール本体及びブールサイド他			直接仮設			
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
外部足場		1	式			別紙 00-0001
災害防止		1	式			別紙 00-0002
仮設材運搬		1	式			別紙 00-0003
アスベスト除去用						
外部足場	アスベスト除去用	1	式			別紙 00-0004
内部足場	アスベスト除去用	1	式			別紙 00-0005
仮設材運搬	アスベスト除去用	1	式			別紙 00-0006
計						

建築工事 細目別内訳

13

ブール附属棟、ブール本体及びブールサイド他			建物等			
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
PHC杭解体	引き抜き工法(オーガーケーシング工法) 300φ L=11m 撤去後：山砂等充填	44	本			
組立・解体輸送	標準運搬・組立・解体費 (諸経費共)	1	回			
基礎部躯体 とりこわし	砂利地業 捨てコン・集積積み込み共	76.8	m3			
基礎部躯体 とりこわし	コンクリート 鉄筋切断 集積積み込み共	117	m3			
上部躯体 とりこわし	コンクリート 鉄筋切断 集積積み込み共	11.5	m3			
壁コンクリートブロック 撤去	集積積み込み共	72.9	m ²			
床 特殊塩ビ製マット 撤去		20.7	m ²			
壁 押出成形セメント板 撤去	厚60	14.8	m ²			
屋根 折板葺撤去	山高90 鋼板	70.5	m ²			
アルミ製建具撤去		14.7	m ²			
トイレブース撤去		3.3	m ²			
道路側擁壁撤去		1	式			別紙 00-0007
ネットフェンス撤去	H=1200	38	m			
仕切フェンス撤去	H=1000	5.4	m			
床 インタロック型ブロック 撤去	180*180*60	183	m ²			

建築工事 細目別内訳

14

[illegible]

建築工事 細目別内訳

15

名 称		摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
直接仮設費							
セキュリティルーム設置・解体	更衣室・洗身室・前室・機器損料含む	1	セット				
負圧除塵機設置・撤去	HEPAフィルター・機器損料含む	1	台				
安全機器損料	真空掃除機等	1	式				
仮設資材等運搬費		1	式				
アスベスト除去費							
床養生	プラスチックシート(厚0.15mm以上)二重	92.9	m ²				
天井・壁養生	プラスチックシート(厚0.08mm以上)	340	m ²				
天井ベニヤ養生		55	m ²				
その他養生		1	式				
飛散防止剤塗布	除去面	128	m ²				
アスベスト除去	外壁(複層塗材Si下地調整材共) 集じん装置付きデイスタグラインターゲレン工法	90	m ²				
アスベスト除去	天井(外装薄塗材E下地調整材共) 集じん装置付きデイスタグラインターゲレン工法	37.9	m ²				
カバーアップ材塗布	養生面	433	m ²				
廃石綿密封処理	二重梱包	4.5	m ³				

建築工事 細目別内訳

16

ブルー附属棟、ブルー本体及びブルーサイド他 アスベスト除去						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
清掃費	施工区画	92.9	m ²			
廃棄物場内小運搬		4.5	m ³			
消耗品費	防護服・靴袋カバー・手袋・マスク等	1	式			
諸官庁申請書類作成費		1	式			
粉じん濃度測定費						
(1)処理作業前	処理作業室	3	点			
(1)処理作業前	施工区画周辺又は敷地境界	2	点			
(2)処理作業中	処理作業室内	3	点			
(2)処理作業中	セキティージン入口 空気の流れを確認	1	点			
(2)処理作業中	負圧・除じん装置の排出口 除じん装置の性能確認	1	点			
(2)処理作業中	施工区画周辺又は敷地境界	4	点			
(3)処理作業後 (隔離シート撤去前)	処理作業室内	3	点			
(3)処理作業後 (隔離シート撤去前)	施工区画周辺又は敷地境界	4	点			
発生材処理費						
特別産業廃棄物 運搬費	4 t	1	台			

建築工事 細目別内訳

17

[illegible]

建築工事 細目別内訳

18

ブール附属棟、ブール本体及びブールサイド他		外構				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
U型側溝 新設	300B	1	式			別紙 00-0008
根切り	小規模土工 ハックホ0.13m3	46.9	m3			
埋戻し	小規模土工 D種（再生コンクリート砂） ハックホ0.13m3	43.1	m3			
建設発生土運搬		46.9	m3			
建設発生土処分		46.9	m3			
補強コンクリートブロック 帳壁	空洞ブロックC(16) 厚さ100mm 外 壁	3.5	m ²			
床コンクリート直均し 仕上げ	金ごて 直均し仕上げ	2.1	m ²			
ブロック天端モルタル塗 り	金ごて 幅100	5.8	m			
盛土	ハックホ0.45m3 D種（再生コンクリート砂） グラウト敷きならし・ハラス移動含む	68.7	m3			
北側階段撤去部分 モルタル補修		0.3	m ²			
ネットフェンス	H=1200 既製コンクリート基礎(180*180*450) 6か所共	11	m			
ネットフェンス扉	片開き W1000×H1200 既製コンクリート基礎(300*300*600) 2か所共	1	か所			
張りコンクリート	呼び強度24 C-7-10 溶接金網、路盤工共	134	m ²			
計						

建築工事 細目別内訳

19

[illegible]

建築工事 細目別内訳

20

[illegible]

電気設備工事 細目別内訳

21

[illegible]

電気設備工事 細目別内訳

22

プール附属棟、プール本体及びプールサイド他		発生材処理				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
発生材運搬		1	式			別紙 00-0015
発生材処分		1	式			別紙 00-0016
スクラップ		1	式			別紙 00-0017
計						

電気設備工事 細目別内訳

23

プール附属棟、プール本体及びプールサイド他		改修工事		井戸ポンプ、電源改修		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-1E)	1.6mm	19	m			
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-1E)	2.0mm	3	m			
EM-CEケーブル	3.5mm2- 2C 管内	34	m			
EM-CEケーブル	5.5mm2- 3C 管内	23	m			
DV電線	2.6mm -3R	47	m			
バインドレスガイシ	2.6用	6	個			
波付硬質合成樹脂管 (FEP)	(30)	15	m			
耐衝撃性硬質ビニル管 (HIVE)	隠ぺい・埋込配管 16mm	2	m			
耐衝撃性硬質ビニル管 (HIVE)	隠ぺい・埋込配管 22mm	3	m			
耐衝撃性硬質ビニル管 (HIVE)	隠ぺい・埋込配管 28mm	22	m			
電線管	30#WP	2	m			
電線管	24#WP	1	m			
エントランスキャップ	VE28	4	個			
埋設シート	W150	15	m			
接地工事	ED	1	か所			

機械設備工事 細目別内訳

26

[illegible]

機械設備工事 細目別内訳

27

[illegible]

[illegible][illegible]

建築工事 別紙明細

30

プール附属棟、プール本体及びプールサイド他		直接仮設				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
外部足場		1	式			別紙 00-0001
単管一本足場		139	m ²			
計						
災害防止		1	式			別紙 00-0002
防音シート		139	m ²			
計						
仮設材運搬		1	式			別紙 00-0003
単管一本足場		139	m ²			
防音シート		139	m ²			
計						

建築工事 別紙明細

31

プール附属棟、プール本体及びプールサイド他		直接仮設				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
外部足場	アスベスト除去用	1	式			別紙 00-0004
単管足場		183	m ²			
計						
内部足場	アスベスト除去用	1	式			別紙 00-0005
脚立足場		37.9	m ²			
計						
仮設材運搬	アスベスト除去用	1	式			別紙 00-0006
単管足場		183	m ²			
脚立足場		37.9	m ²			
計						

建築工事 別紙明細

34

プール附属棟、プール本体及びプールサイド他		発生材処理	運搬			
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
発生材運搬		1	式			別紙 00-0009
砂利・砕石類		59.1	m3			
コンクリート類		146	m3			
コンクリート類		4.7	m3			
コンクリートブロック・押出成形セメント板類		16.2	m3			
モルタル類		22	m3			
陶磁器類		0.03	m3			
廃ガラス類		0.7	m3			
木材類		0.1	m3			
金属類		0.6	m3			
ガラス類		0.04	m3			
建設発生土		179	m3			
計						

建築工事 別紙明細

35

プール附属棟、プール本体及びプールサイド他		発生材処理	処分			
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
発生材処分		1	式			別紙 00-0010
砂利・砕石類		59.1	m3			
コンクリート類		146	m3			
コンクリート類		4.7	m3			
コンクリートブロック・押出成形セメント板類		16.2	m3			
モルタル類		22	m3			
陶磁器類		0.03	m3			
廃ガラス類		0.7	m3			
木材類		0.1	m3			
金属類		0.6	m3			
ガラス類		0.04	m3			
建設発生土		179	m3			
計						

ブール附属棟、ブール本体及びブールサイド他		発生材処理	処分			
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
スクラップ		1	式			別紙 00-0011
スクラップ (鉄) H2		▲0.7	t			
スクラップ (鉄) H3		▲7.7	t			
スクラップ (ｱﾙﾐ)		▲0.2	t			
スクラップ (ｽﾃﾝﾚｽ)	18Cr : 8Ni	▲0.2	t			
計						

ブール附属棟、ブール本体及びブールサイド他		撤去工事				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
幹線、動力撤去		1	式			別紙 00-0012
電線	IV2.0	86	m			
電線	IV5.5	27	m			
電線	IV8	6	m			
ケーブル	CV8-3C	6	m			
ケーブル	VVF1.6-2C	2	m			
ケーブル	VVF2.0-3C	1	m			
電線管	HIVE16	1	m			
電線管	HIVE22	3	m			
電線管	HIVE28	4	m			
プルボックス	200×200×100 SUS WP	1	個			
動力盤	M-1 銅板製	1	面			
ろ過機操作盤	銅板製	1	面			
電灯盤	L-1 銅板製	1	面			
計						

機械設備工事 別紙明細

44

プール附属棟、プール本体及びプールサイド他		撤去工事				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
排水設備撤去		1	式			別紙 00-0020
VP撤去	25A	1	m			
VP撤去	40A	7.2	m			
VP撤去	50A	53.3	m			
VP撤去	65A	8.3	m			
VP撤去	75A	36.3	m			
VP撤去	100A	37.9	m			
VP撤去	200A	3.6	m			
VU撤去	75A	60.3	m			
VU撤去	100A	4.6	m			
VU撤去	200A	2.1	m			
計						

機械設備工事 別紙明細

45

プール附属棟、プール本体及びプールサイド他		発生材処理				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
発生材運搬		1	式			別紙 00-0021
陶磁器類		0.05	t			
金属類		0.9	t			
廃ガラス類		0.5	t			
計						
発生材処分		1	式			別紙 00-0022
陶磁器類		0.05	t			
金属類		0.9	t			
廃ガラス類		0.5	t			
計						

[illegible]

[illegible]